

章	節	施策の体系と内容		後期	前期				
		施策	後期原案 細施策	後期 細々施策 (細施策の具体的内容)	前期 細々施策 (細施策の具体的内容)				
第0章	第1節	市民参加と協働の推進	協働によるまちづくり	○市民参加のしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 住民自治の拡充や市政への市民参加を推進するため、自治基本条例(*1)や住民投票条例の制定を目指します。</li> <li>② 市政への市民参加をさらに進めるため、意見公募手続、各種審議会等の委員公募などについて充実を図るとともに、市政モニター制度など新たなしくみづくりについて検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民参加を進めるため、自治基本条例などの条例の制定について検討します。</li> <li>● 総合計画をはじめとする各種計画の策定において意見公募手続(パブリック・コメント手続)を実施するなど、市民が意思決定過程から参画できるしくみを構築します。</li> <li>● 各種審議会等の委員を市民から幅広く公募し、市民参画を更に推進します。</li> </ul>			
				○情報の共有化	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市民参加によるまちづくりを進めるため、さまざまなメディアを活用して行政情報の積極的な提供に努めます。</li> <li>② 市民意見箱、市民意識調査、市政懇談会、タウンミーティング等に加え、事業単位でのアンケート調査の実施などにより、市民ニーズ、意見、満足度等の把握に努め、広聴機能の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民参加によるまちづくりを進めるため、さまざまなメディアを活用して行政情報の積極的な提供に努めます。</li> <li>● 市民目安箱、市民意識調査、市政懇談会等に加え、事業単位でのアンケート調査の実施などにより、市民のニーズ、意見、満足度等の把握に努め、広聴機能の充実を図ります。</li> </ul>			
				○行政の透明性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 行政運営の透明性を確保するため、施策に対する説明責任の確保を図ります。</li> <li>② 公正で信頼される市政を推進するため、オンブズマン制度の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政運営の透明性を確保するため、施策に対する説明責任の確保を図ります。</li> <li>● 公正で信頼される市政を推進するため、オンブズマン制度の充実を図ります。</li> </ul>			
				○協働のしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 協働を全庁的に推進していくため、職員の育成と行政体制の整備に努めます。</li> <li>② 協働による事業を展開していくための情報交換や相互交流など、市民活動を支援する場の確保に努めます。</li> <li>③ 市民、自治会等の公共的団体、NPO、企業、大学等との協働による事業展開を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 協働のしくみをつくるため、職員の育成と行政体制の整備に努めます。</li> <li>● 協働による事業を展開していくための情報交換や相互交流など、市民活動を支援する場の確保に努めます。</li> <li>● 市民、自治会等の公共的団体、NPO(*3)、企業、大学等との協働による事業展開を図ります。</li> </ul>			
				第2節	新たな行財政運営システムの構築	○地方分権の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市民に身近なサービスが身近なところで行えるよう、地方分権の先導役である中核市として更に権限の拡大を図ります。</li> <li>② 地方分権の推進及び行財政基盤の強化を図り、自立した持続可能な都市を目指すため、近隣自治体との合併について政令指定都市への移行の可能性も含め調査・研究を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民に身近なサービスが身近なところで行えるよう、地方分権の先導役である中核市として更に権限の拡大を図ります。また、税源移譲については、国等に積極的に働きかけ、財政基盤の確立に努めます。</li> <li>● 地方分権を推進するため、近隣自治体との合併について調査・研究を進めます。</li> </ul>	
							○将来に向けた中期財政計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 健全で持続可能な財政を維持し、「第三次川越市総合計画」に掲げた諸施策を計画的に推進するため、中期財政計画の適切な見直しを検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健全で持続可能な財政を維持し、「第三次川越市総合計画」に掲げた諸施策を計画的に推進するため、中期的な財政計画を策定します。</li> </ul>
							○成果を重視したマネジメントサイクルの確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 計画、予算、評価の連携を図ることにより、Plan(計画)→Do(実施)→Check(評価)→Action(改善)のマネジメントサイクルを確立し、目的と成果に基づいて継続的な改革ができる行財政運営システムを構築します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画、予算、評価の連携を図ることにより、Plan(計画)→Do(実施)→Check(評価)→Action(改善)のマネジメントサイクルを確立し、目的と成果に基づいて継続的な改革ができる行財政運営システムを構築します。</li> <li>● マネジメントサイクルの構築に併せて、予算編成等のシステムに関する見直しを検討します。</li> </ul>

章 節	施策の体系と内容		後期	前期
	施策	後期原案 細施策	後期 細々施策 (細施策の具体的内容)	前期 細々施策 (細施策の具体的内容)
			② 各施策及びそれを構成する事業の重点化、効率化が適切に図れるような評価システムを導入します。また、制度の成熟に合わせて市民等による外部評価の導入を検討します。 ③ 行政サービスを効率的・効果的に提供するため、事業目的や効果を常に検証するとともに、市民等の意見を踏まえて事業を見直し、人材や財源などの経営資源の有効活用を図ります。 ④ 経営戦略的な視点に立って重点事業を選定し、確実な施策の推進を図ります。 ⑤ 市政運営に経営的視点を取り入れるため、外部の有識者等の意見を聴くしくみを導入します。	● 各施策及びそれを構成する事業の重点化、効率化が適切に図れるよう施策評価を導入します。また、制度の成熟に合わせて市民等による外部評価の導入を検討します。
		○民間の経営手法の活用	① 事務の外部委託化をはじめ、指定管理者制度やPFI手法(*1)の導入等により、民間の経営ノウハウを効果的に活用し、市民サービスの更なる向上とコストの削減に努めます。	● 事務の外部委託化をはじめ、指定管理者制度やPFI手法(*1)の導入等により、民間の経営ノウハウを効果的に活用し、市民サービスの更なる向上とコストの削減に努めます。
		○人材育成の推進	① 人材育成基本方針に基づき、職員研修の更なる充実を図るとともに、職員の能力開発、人事管理に関する新たな手法の確立と連携により、人材育成に努めます。	● 人材育成基本方針及び同実施計画に基づき、職員研修の更なる充実を図るとともに、職員の能力開発、人事管理に関する新たな手法の導入により、人材の育成に努めます。
		○行政サービスの向上	① 申請や届出などに関する事務処理の効率化や窓口の拡大などを図り、中核市にふさわしい窓口サービスの充実に努めます。 ② 行政サービスをより効率的に提供するため、公共施設整備の在り方について検討します。	● 申請や届出などに関する事務処理の効率化や窓口の拡大などを図り、中核市にふさわしい窓口サービスの充実に努めます。 ● 行政サービスをより効率的に提供するため、公共施設整備の在り方について検討します。
		○行政改革の推進		● 行政改革を推進するに当たっては、数値目標を明示し、その進捗状況を公表します。 ● 経営的視点に立って、分権型社会に対応した簡素で効率的な組織を整備します。
		効率的な社会資本整備の推進	① 効率的な社会資本の整備あるいは更新の時期を的確にとらえるため、社会資本に関する整備更新計画を策定します。なお、整備や更新に当たっては、更新時期の適正化に加えコストの削減を図ります。 ② 社会資本の効率的な整備及び運営のため、民間の経営能力や技術的能力を活用したPFI手法の導入等の検討や外部委託化を推進します。 ③ 市が保有する公有財産の計画的かつ有効的な活用について検討します。	● 効率的な社会資本の整備あるいは更新の時期を的確にとらえるため、社会資本に関する整備更新計画を策定します。なお、整備や更新に当たっては、更新時期の適正化に加えコストの削減を図ります。 ● 社会資本の効率的な整備及び運営のため、民間の経営能力や技術的能力を活用したPFI手法の導入等の検討や外部委託化を推進します。 ● 市が保有する公有財産の計画的かつ有効的な活用について検討します。
		○庁舎等の建設	① 狭あい化した本庁舎について、建設場所や規模などを検討します。 ② 市民が利用しやすい市役所・出張所とするため、施設の整備を検討します。	● 狭あい化した本庁舎について、建設場所や規模などを検討します。 ● 市民が利用しやすい出張所とするため、施設の整備を検討します。

章 節	施策の体系と内容		後期	前期
	施策	後期原案 細施策	後期 細々施策 (細施策の具体的内容)	前期 細々施策 (細施策の具体的内容)
	財源の確保	○積極的な財源の確保	③ 大東地区に地域の拠点となる機能を備えた施設の整備を推進します。	
			① 厳しい財政状況に対応できる、弾力性のある財政構造と安定した財政基盤を確立するため、一般財源収入の確保に取り組みます。併せて適切な特定財源の確保に努めます。	● 厳しい財政状況に対応できる、弾力性のある財政構造と安定した財政基盤を確立するため、一般財源収入の確保に取り組みます。併せて適切な特定財源の確保に努めます。
			② 新たな地方税源の移譲等について国等に積極的に働きかけ、地方の安定した財政基盤の確立に努めます。	● 新たな地方税源の移譲等について国等に積極的に働きかけ、地方の安定した財政基盤の確立に努めます。
		○収入の向上対策	① 市の主要な自主財源である市税収入を安定的に確保するため、収納体制の充実、組織の強化に努めます。	● 市の主要な自主財源である市税収入を安定的に確保するため、収納体制の充実、組織の強化に努めます。
	電子市役所の推進	○受益者負担の適正化	① 受益者負担の適正化に向けた検討を積極的に行い、使用料等の定期的な見直しを実施する等、受益に対する公平な負担と必要な財源の確保に努めます。	● 受益者負担の適正化に向けた検討を積極的に行い、使用料等の定期的な見直しを実施する等、受益に対する公平な負担と必要な財源の確保に努めます。
			○行政サービスのオンライン化の推進	① インターネットを経由して申請や届出ができるよう、電子申請システムで取り扱える手続を段階的に増やすとともに、電子的な手数料の納付などについて検討を進め、既に運用しているシステムの利便性の向上を図ります。
			② ホームページにより、市民への情報提供を充実するとともに、市民の意見を収集し、市民と行政との双方向による情報の流通を促進します。	● ホームページにより、市民への情報提供を充実するとともに、市民の意見を収集し、市民と行政との双方向による情報の流通を促進します。
			③ だれもが使いやすいホームページの充実に努めます。	● だれもが使いやすいホームページの充実に努めます。
			④ インターネットを用いた行政サービスを、だれもが安心して受けられるように、個人情報の保護をはじめとする情報セキュリティ対策(*1)の更なる充実に努めます。	● インターネットを用いた行政サービスを、だれもが安心して受けられるように、個人情報の保護をはじめとする情報セキュリティの確保を図るための体制やシステムの整備・運用に努めます。
		○事務の電子化の推進	① 電子文書の処理や電子的な情報提供に対応するため、電子文書決裁・管理の検討を行います。また、各種業務システムの導入や電子入札の推進を図ります。	● 電子文書の処理や電子的な情報提供に対応するため、電子文書決裁の検討を行います。また、地図情報システム等の各種業務システムの導入や電子入札の推進を図ります。
		② 事務の電子化に合わせた業務の見直しを行い、更に業務の効率化を進めます。	● 事務の電子化に合わせた業務の見直しを行い、更に業務の効率化を進めます。	
第3節 広域行政の推進	○関係市町の連携強化	① より効率的で効果的な広域行政の推進をめざし、関係市町との交流を深め、連携強化に努めます。また、地方分権の進展を踏まえ広域行政の更なる活用について検討します。	● 関係市町の交流を深め、広域行政を更に推進します。	
	○レインボープランの推進	① 公共施設の相互利用など広域的に対応することが望ましい事務事業の更なる拡大や充実に努めるなど、埼玉県川越都市圏まちづくり協議会の諸施策を積極的に推進します。	● 埼玉県西部第一広域行政推進協議会の構成市町の個性を生かし、共存共栄を図るための諸施策を積極的に推進します。 ● 公共施設の相互利用など広域的に処理することが望ましい事務事業の更なる拡大と充実に努めるなど、埼玉県川越都市圏まちづくり協議会の諸施策を積極的に推進します。	

章	節	施策の体系と内容		後期	前期
		施策	後期原案 細施策	後期 細々施策 (細施策の具体的内容)	前期 細々施策 (細施策の具体的内容)
	推進		○業務核都市としての機能の推進	① 業務核都市基本構想に基づき、埼玉県及び関係市とともに、地域の特性を生かした個性的で魅力あるまちづくりを推進します。	● 埼玉県及び関係市と業務核都市の整備を図るための基本構想を作成し、地域の特性を生かしたまちづくりを推進します。

章	節	施策の体系と内容		後期	前期	
		施策	後期原案 細施策	後期 細々施策 (細施策の具体的内容)	前期 細々施策 (細施策の具体的内容)	
第1章	第1節	児童福祉の推進	〇子どもへの支援体制の充実	① 子どもの健康づくりの施策を推進するため、各種健診、保健対策、小児医療等の充実に努めます。	● 子どもの健康づくりの施策を推進するため、各種健診、保健対策、小児医療等の充実に努めます。	
				② 子どもたちが心豊かに成長するように、さまざまな体験活動や交流を促進します。	● 子どもたちが心豊かに成長するように、さまざまな体験活動や交流を促進します。	
				③ 学童保育など放課後、休日等の子どもの居場所づくりを推進するとともに、家庭、地域、学校等が連携して子どもの健全育成の取組に努めます。	● 放課後、休日等の子どもの居場所づくりを推進するとともに、家庭、地域、学校等が連携して子どもの健全育成の取組に努めます。	
				④ 子どもに対する虐待を未然に防ぐとともに、虐待の早期発見や被虐待児を保護する体制を整備し、児童虐待防止対策の充実に努めます。	● 子どもに対する虐待を未然に防ぐとともに、虐待の早期発見や被虐待児を保護する体制を整備し、児童虐待防止対策の充実に努めます。	
				⑤ 障害のある子どもや、さまざまな支援を必要としている子どもとその家族が、地域で安心して生活できるよう、障害児施策の充実に努めます。	● 障害のある子どもや、さまざまな支援を必要としている子どもとその家族が、地域で安心して生活できるよう、障害児施策の充実に努めます。	
				〇親への支援体制の充実	① 安心して妊娠・出産ができるよう、親の健康確保を支援します。	● 安心して妊娠・出産ができるよう、親の健康確保を支援します。
				② 育児についての悩みを解消し、子育ての喜びを実感することができるよう、親の学びの機会や社会参画する機会の充実に努めます。	● 育児についての悩みを解消し、子育ての喜びを実感することができるよう、親の学びの機会や社会参画する機会の充実に努めます。	
				③ 仕事と子育ての両立を支援するため、育児休業、再雇用制度等の普及を促進するとともに、各種講座等を開催し、ワーク・ライフ・バランスの推進・啓発に努めます。	● 男性と女性が家庭を築き、互いに協力して子育てができる社会を実現するため、多様な働き方の実現と男性を含めた働き方の見直しに努めます。	
				④ 多様化、増大する保育ニーズにこたえるため、通常保育、延長保育等の拡充に努めるとともに、保育の質的向上に努めます。	● 多様化、増大する保育ニーズにこたえるため、通常保育、延長保育等の充実に努めるとともに、保育の質的向上に努めます。	
				⑤ ひとり親家庭等が精神的にも経済的にも自立して生活することができるよう、ひとり親家庭等の自立支援を推進します。	● ひとり親家庭等が精神的にも経済的にも自立して生活することができるよう、ひとり親家庭等の自立支援を推進します。	
				⑥ 子育て家庭の負担を軽減するため、こども医療費助成制度の充実に図ります。	● 子育て家庭の負担を軽減するため、こども医療費助成制度の充実に図ります。	
				〇地域の支援体制の充実	① 子どもが身近な地域で心身とも健やかに成長することができるよう、地域における子育て支援サービスの充実に努めます。	● 子どもが身近な地域で心身とも健やかに成長することができるよう、地域における子育て支援サービスの充実に努めます。
② 家庭教育講座や地域活動の推進により家庭や地域における教育力の向上に努めます。	● 家庭教育講座や地域活動の推進により家庭や地域における教育力の向上に努めます。					
③ 子育て中の家庭が地域とつながり、人と人との輪を広げるため、子育てに関する情報提供の充実に努めます。	● 子育て中の家庭が地域とつながり、人と人との輪を広げるため、子育てに関する情報提供の充実に努めます。					
④ 子育て中の家庭への支援を充実するため、地域の子育てに関連する機関のネットワークづくりや子育てサークル等への支援に努めます。	● 子育て中の家庭への支援を充実するため、地域の子育てに関連する機関のネットワークづくりや子育てサークル等への支援に努めます。					

章	節	施策の体系と内容		後期	前期
		施策	後期原案 細施策	後期 細々施策 (細施策の具体的内容)	前期 細々施策 (細施策の具体的内容)
健・医療・福祉	高齢者福祉の推進	○生きがい対策の充実		① 高齢者のふれあい交流の拠点整備を図り、生きがいづくりを支援します。	● 高齢者のふれあい交流の拠点整備を図り、生きがいづくりを支援します。
				② 高齢者の価値観やライフスタイルの多様化に合わせた生涯学習、就労機会の拡大、世代間交流の活動などを促進します。	● 高齢者の価値観やライフスタイルの多様化に合わせた生涯学習、就労機会の拡大、世代間交流の活動などを促進します。
					● 高齢者の学習情報、ボランティア情報等を提供するシステムや知識・技術を地域で生かすことができる人材活用システムの整備を推進します。
		○介護予防・生活支援の推進		① 健康の保持・増進を図り、心身の状態の悪化を防ぎ、健康で生きがいのある生活を送れるよう、介護予防・生活支援の観点から在宅での生活を支える施策を推進します。	● 健康の保持・増進を図り、心身の状態の悪化を防ぎ、健康で生きがいのある生活を送れるよう、介護予防・生活支援の観点から在宅での生活を支える施策を推進します。
				② 介護や支援が必要な高齢者等の日常生活を支援する在宅福祉サービスの充実に努めます。	● 介護や支援が必要な高齢者等の日常生活を支援する在宅福祉サービスの充実に努めます。
		○包括的地域ケア体制の整備		① 地域の身近な窓口となる総合相談体制を整備します。	● 地域の身近な窓口となる総合相談体制を整備します。
				② 包括的・継続的なマネジメントがはかれるよう人材の育成や保健・医療・福祉サービスの関係機関との連携を促進します。	● 保健・医療・福祉サービスの包括的・継続的なマネジメントが図れるよう人材の育成等を促進します。
				③ 要援護高齢者等の支援のため、迅速で適切な対応が図れるよう民生委員・児童委員やボランティア等による関係機関等のネットワークづくりを更に推進します。	● 夜間や緊急時に迅速に適切な対応が図れるようケア体制の整備を促進します。
		○介護サービスの充実		① 介護サービス事業者が、適正なケアマネジメント(*2)に基づき介護サービスを提供できるよう、介護支援専門員(ケアマネジャー)(*3)の質的な向上を図ります。	● 介護サービス事業者が、適正なケアマネジメント(*2)に基づき介護サービスを提供できるよう、介護支援専門員(ケアマネジャー)(*3)の確保を支援します。
				② 利用者による良質な介護サービスの選択を支援するため、行政と介護サービス事業者との連携を図り、サービスの質の向上を促進します。	● 利用者による良質な介護サービスの選択を支援するため、行政と介護サービス事業者との連携を図り、サービスの質の向上を促進します。
③ 介護保険制度の適正で効率的な運用に基づき、計画的な介護サービスの提供を促進します。	● 介護保険制度の適正で効率的な運用に基づき、計画的な介護保険サービスの提供を促進します。				
○居住環境の整備・充実		① 住宅改善等に対する支援の充実を図ります。	● 住宅改善等に対する支援の充実を図ります。		
		② 住宅での生活が困難な高齢者のため、養護老人ホーム等の各種施設の整備・充実を図ります。	● 住宅での生活が困難な高齢者のため、養護老人ホーム等の各種施設の整備・充実を図ります。		
		○福祉医療サービスの充実	① 高齢者の医療サービスの充実について検討します。	● 福祉医療サービスについては引き続き充実に努めます。	

章 節	施策の体系と内容		後期	前期
	施策	後期原案 細施策	後期 細々施策 (細施策の具体的内容)	前期 細々施策 (細施策の具体的内容)
	障害者福祉の推進	○保健・医療サービスの充実	① 障害の発生予防及び早期発見、早期療育事業の充実に努めます。	● 障害の発生予防及び早期発見、早期療育事業の充実に努めます。
			② 重度障害者(児)とその家族の経済的負担を軽減するため、医療費公費負担制度の充実に図ります。	● 重度障害者(児)とその家族の経済的負担を軽減するため、医療費公費負担制度の充実に図ります。
				● 障害を軽減し、自立した生活を送れるよう、リハビリテーション事業の充実に努めます。
		○生涯にわたる学習機会の充実	① 障害のある子どもの乳幼児期における成長を支援するため、相談・支援の充実に図ります。	● 障害のある幼児の教育の充実に図ります。
			② 障害のある子どもたちの教育を充実させるために、特別支援学級等の学校教育の充実に図ります。	● 障害のある人の学習機会を拡大するため、公民館等において障害のある人のための教育講座の充実に図ります。
			③ 障害のある人の学習機会を提供するために、公民館等において障害のある人のための講座の充実に図ります。	● 障害のある人が、その人の能力に応じた働く場を確保できるよう、川越市障害者就労支援センターの充実に努めます。
		○雇用・就労の促進	① 障害のある人が、能力に応じた働く場を確保できるよう、川越市障害者就労支援センターの充実に努めます。	● 障害の種類や程度によって、一般の企業で働くことが難しい人たちのために、福祉的就労(*1)の場の充実に努めます。
			② 障害の種類・程度に応じ、一般企業で働く企業就労や、施設で働く福祉的就労(*1)の促進に努めます。	● 障害のある人の社会参加を促進するため、広報・広聴活動の充実に図ります。
		○社会参加の拡充	① 障害のある人の社会参加を促進するため、広報・広聴活動の充実に図ります。	● 市、埼玉県等のスポーツ大会への参加を促進します。
			② 市、埼玉県等のスポーツ大会への参加を促進します。	● 障害のある人を支援するボランティア組織の充実に図ります。
			③ 障害のある人を支援するボランティア組織の充実に図ります。	● 利用しやすい在宅福祉サービスの充実に図ります。
		○福祉サービスの充実	① 利用しやすい在宅福祉サービスの充実に図ります。	● 各種障害者施設の整備を促進します。
② 各種障害者施設の整備を促進します。	● 身体障害、知的障害、精神障害に関するそれぞれの相談事業に加え、障害者総合相談事業など相談支援体制を更に充実させます。			
③ 障害者相談支援事業の充実に図ります。	● 障害者週間記念事業などを通じ、障害や障害のある人を理解するための啓発に努めます。			
○障害及び障害のある人を理解するための施策の推進	① 障害者週間記念事業などを通じ、障害のある人とない人、また障害のある人同士の交流の機会の拡大を図ります。	● 中学校と福祉施設との交流をはじめ、福祉教育を推進します。		
	② 小・中学校と福祉施設、特別支援学校との交流などを行い、福祉教育の推進に努めます。	● 障害のある人と障害のない人、また障害のある人同士の交流・ふれあいの場の整備を図ります。		

章 節	施策の体系と内容		後期	前期
	施策	後期原案 細施策	後期 細々施策 (細施策の具体的内容)	前期 細々施策 (細施策の具体的内容)
地域福祉の推進	○市民参加の促進		① 情報提供や知識・技術を学ぶ機会の提供など市民やボランティア団体の活動の支援に努めます。	● 情報提供や知識・技術を学ぶ機会の提供など市民やボランティア団体の活動の支援に努めます。
			② 市民の主体的参加を図るため、市民相互の交流事業や学習会等の開催を促進します。	● 市民の主体的参加を図るため、市民相互の交流事業や学習会等の開催を促進します。
			③ 広報やホームページなどを活用して、市民が手軽に必要な情報を入手できるように努めます。	● 情報機器を活用し、市民が手軽に必要な情報を入手できるように努めます。
			④ 市民のボランティアなどの活動への参加意欲の高まりに対応するとともに、地域での活動を活性化させるため、ボランティアの養成・確保を支援します。	● 市民のボランティアなどの活動への参加意欲の高まりに対応するとともに、地域での活動を活性化させるため、ボランティアの養成・確保を支援します。
	○地域における福祉サービスの適切な利用の促進		① 福祉サービスを必要とする市民のために、相談支援体制の整備や必要なサービスを利用することができるしくみづくりに努めます。 ② 権利擁護や苦情解決など適切なサービス利用を支援する制度の整備を図ります。	● 福祉サービスを必要とする市民のために、相談支援体制の整備や必要なサービスを利用することができるしくみづくりに努めます。 ● 権利擁護や苦情解決など適切なサービス利用を支援する制度の整備を図ります。
○社会福祉事業への支援		① 社会福祉事業者が提供する多様なサービスの振興を促進し、これらと行政サービスの連携による協働の実現に努めます。	● 社会福祉事業者が提供する多様なサービスの振興を促進し、これらと行政サービスの連携による協働の実現に努めます。	
○社会福祉協議会の基盤の整備強化		① 地域福祉の担い手である社会福祉協議会の基盤の整備強化を促進します。	● 地域福祉の担い手である社会福祉協議会の基盤の整備強化を促進します。	
社会保障の推進	○国民健康保険制度の健全な運営		① 診療報酬明細書の効率的な点検等を行い、医療費の適正化対策を推進します。	● 診療報酬明細書の効率的な点検等を行い、医療費の適正化対策を推進します。
			② 健全な運営を行うため、国民健康保険税の適正化に努め、収入の確保を図ります。	● 健全な運営を行うため、国民健康保険税の適正化に努め、収入の確保を図ります。
			③ 生活習慣病予防を図るとともに健康づくりを支援するため、保健事業の推進を図ります。	● 疾病予防を図るとともに健康づくりを支援するため、人間ドック等保健事業の推進を図ります。
	○老人保健制度の適正な運用			● 診療報酬明細書の効率的な点検等を行い、老人保健制度の適正な運用を図ります。
	○高齢者に対する医療制度の円滑な運用		① 後期高齢者医療制度の周知を図り、安定的かつ健全な制度運営に努めます。	
○国民年金制度の啓発		① 年金事務所との連携を図り、年金相談体制の充実を図ります。	● 社会保険事務所との連携を図り、年金相談体制の充実を図ります。	
		② 市民の年金受給資格を確保するため、広報紙等により国民年金制度の啓発を推進します。	● 市民の年金受給資格を確保するため、広報紙等により国民年金制度の啓発を推進します。	



章	節	施策の体系と内容		後期	前期
		施策	後期原案 細施策	後期 細々施策 (細施策の具体的内容)	前期 細々施策 (細施策の具体的内容)
第2節	生涯を通じた健康づくりと安全なまちづくり	健康づくりの推進	○介護保険制度の健全な運営	① 介護保険の適正なサービス利用を図るため、介護給付適正化の取組を進めます。 ② 低所得者等に対する利用者負担を軽減することにより、介護サービスの利用の促進を図ります。	● 介護保険の適正なサービス利用の促進及び不正請求等の防止を図ります。 ● 介護サービスの利用の抑制を未然に防ぐため、低所得者等に対する利用者負担軽減の充実を図ります。
			○生活保護制度の適正な運用	① 保護の受給要件の的確な把握等による制度の適正な実施を図ります。 ② 面接相談体制等実施体制の充実強化を図ります。 ③ 民生委員等関係機関との連携の強化を図ります。	● 保護の受給要件の的確な把握等による制度の適正な実施を図ります。 ● 専任面接相談員による相談・指導体制の強化を図ります。 ● 民生委員・児童委員との連携の強化を図ります。
			○健康づくりの支援	① 各種会議等を実施し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに目的に応じた連携を行い、健康づくりの基盤整備を図ります。 ② 市民の自主的な健康づくりを支援するため、保健推進員等の団体の育成あるいは支援を行います。 ③ 食育の推進及び歯科保健の充実を図ります。	● 「健康増進法」に基づく運動、栄養及び歯科事業の充実を図り、市民の健康増進、疾病予防に努めます。
			○母子保健の充実	① 健やかな子どもたちの育成を支援するため、関係機関との連携を強化し、健康診査、健康相談、健康教室等を充実させるとともに、次代の親となる思春期から、妊娠、出産、育児期にわたる母子保健の充実を図ります。	● 健やかな子どもたちの育成を支援するため、関係機関との連携を強化し健康診査、健康相談、健康教室等を充実させるとともに、次代の親となる思春期から、妊娠、出産及び育児期にわたる母子保健の充実を図ります。
		○成人保健の充実	① 一人ひとりが健康でいきいきとした人生を送ることができるように、生活習慣病の予防、心身の健康の保持増進を目的とした健康診査、健康相談、健康教室等を、関係機関との連携を図り充実させるとともに、生涯にわたる健康づくりを支援します。	● 一人ひとりが健康でいきいきとした人生を送ることができるように、生活習慣病の予防、心身の健康の保持増進を目的とした健康診査、健康相談、健康教室等を、関係機関との連携を図り充実させるとともに、生涯にわたる健康づくりを支援します。	
		保健衛生・医療体制の充実	○精神保健対策の推進	① 市民の心の健康づくりを推進するため関係機関と連携を図りながら、精神保健相談・訪問指導を充実します。 ② 精神障害者の社会復帰と自立を支援し、社会経済活動への参加を促します。 ③ 精神保健に関する正しい理解と知識の普及啓発や関係組織の育成に努めます。	● 市民の心の健康づくりを推進するため関係機関と連携を図りながら、精神保健相談・訪問指導を充実します。 ● 精神障害者の社会復帰と自立を支援し、社会経済活動への参加を促します。 ● 精神保健に関する知識・理解の普及啓発や関係組織の育成に努めます。
			○感染症予防対策の推進	① 結核・エイズをはじめとする感染症の正しい知識の普及啓発を図り、感染症の予防とまん延の防止に努めます。 ② 関係機関や団体との協働による疾病予防体制の整備を図るとともに、緊急時における危機管理体制を強化します。	● 結核・エイズをはじめとする感染症の正しい知識の普及啓発を図り、感染症の予防とまん延の防止に努めます。 ● 関係機関や団体との協働による疾病予防体制の整備を図るとともに、緊急時における危機管理体制を強化します。
			○地域医療体制の整備・充実	① 市民への適切な医療の提供を確保するため、地元医療団体等と連携して「かかりつけ医」の定着、病診連携の推進、救急医療体制の整備など、医療機能の充実を図ります。	● 市民への適正な医療の提供を確保するため「かかりつけ医」の定着、病診連携の推進、救急医療体制の整備など、医療機能の充実を図ります。

章	節	施策の体系と内容		後期	前期
		施策	後期原案 細施策	後期 細々施策 (細施策の具体的内容)	前期 細々施策 (細施策の具体的内容)
				② 公的医療機関の在り方を検討し、市民が安心して利用できるよう実状にあった整備を図ります。 ③ 薬に関する正しい知識の普及啓発に努めます。	● 公的医療機関の在り方を検討し、市民が安心して利用できるよう実状にあった整備を図ります。 ● 薬に関する正しい知識の普及啓発に努めます。
			○食の安全・安心の確保	① 食品の製造所や販売店への監視指導と検査体制を強化し、食の安全・安心を確保するとともに、食品衛生に関する正しい知識の普及に努めます。	● 食品の製造所や販売店への監視指導と検査体制を強化し、食の安全・安心を確保するとともに、食品衛生に関する正しい知識の普及に努めます。
			○衛生的で快適な住環境の確保	① 公衆浴場や理容所など、生活に密着した生活衛生施設の衛生水準の維持向上のため、監視指導体制の充実に努めます。また、衛生害虫(*1)等の相談・情報提供を行います。 ② 特定建築物(*2)の衛生的な維持管理の指導に努めます。	● 公衆浴場や理容所など、生活に密着した生活衛生施設の衛生水準の維持向上のため、監視指導体制の充実に努めます。また、衛生害虫(*2)等の相談・情報提供を行います。 ● 特定建築物(*3)の衛生対策を整えます。
			○人と動物が共生できる豊かな社会づくり	① 犬・猫等の適切な飼い方の知識や動物愛護思想の普及啓発に努め、人と動物が共生できる豊かな社会づくりを推進します。	● 犬・猫等の適切な飼い方の知識や動物愛護思想の普及・啓発に努め、人と動物が共生できる豊かな社会づくりを推進します。
第3節 え る し く み づ く り 安 心 で き る 生 活 を 支	保健・医療・福祉の連携	○保健・医療・福祉関係機関等の連携	① 保健・医療・福祉サービスを提供している関係機関や事業者との情報の共有化や連絡協議会の設置など連携の強化を図ります。	● 保健、医療、福祉サービスを提供している関係機関や事業者との情報の共有化や連絡協議会の設置など連携の強化を図ります。	
		○地域関係団体(者)の連携	① 市民の最も身近なところにあって活動している地域の自治会、民生委員・児童委員、保健推進員等の地域関係団体(者)のネットワークづくりなど連携の強化を図ります。	● 市民の最も身近なところにあって活動している地域の自治会、民生委員・児童委員、保健推進員等の地域関係団体(者)のネットワークづくりなど連携の強化を図ります。	
		○行政における連携体制	① 横断的な情報の活用及び総合的なサービスの提供を図るため、市組織の連携体制の充実に努めます。 ② 連携体制の効果的な運用を図るため、情報機器を用いたシステムの改善を進めていきます。	● 横断的な情報の活用及び総合的なサービスの提供を図るため、市組織の連携体制の充実に努めます。 ● 連携体制の効果的な運用を図るため、情報機器を用いたシステムの改善を進めていきます。	

章	節	施策の体系と内容		後期	前期	
		施策	後期原案 細施策	後期 細々施策 (細施策の具体的内容)	前期 細々施策 (細施策の具体的内容)	
第2章	第1節	生涯学習環境の整備・充実	生涯学習推進体制の確立	① 社会の変化に合わせ、「生涯学習基本構想・基本計画」を見直します。	● 社会の変化に合わせ、「生涯学習基本構想・基本計画」を見直します。	
				② 生涯学習を推進するための拠点施設を設置します。	● 生涯学習を推進するための拠点施設を設置します。	
				③ 教育機関、関係課が連携を図り、市民の学習活動の支援ができるように、関係職員の資質向上に努めます。	● 教育機関、関係各課が連携を図り、市民の学習活動の支援ができるように、関係職員の資質向上に努めます。	
				○身近な学習施設の整備・充実	① 市民にとって身近な場で、多様な市民活動ができるよう、公民館をはじめとする学習施設の整備・充実に努めます。	● 市民にとって身近な学習施設として、また、利用しやすい公民館にするため、施設の整備・充実に努めます。
					② 市民が利用しやすい公民館とするため、施設機能の見直しを図ります。	● 市民が利用しやすい公民館とするため、見直しを図ります。
					○図書館サービス網の整備・充実	① 「川越市図書館サービス網計画」に基づき、市民が身近な場所で図書館サービスを受けることができるよう、中央図書館を中心とした各分館とのネットワークによる図書館網の整備を目指します。
				② 図書館サービスに関する多様な市民要望にこたえるため、各分野の資料や学習・研究情報の提供サービスの充実を図ります。		● 図書館サービスに関する多様な市民要望にこたえるため、各分野の資料や学習・研究情報の提供サービスの充実を図ります。
				③ 市民の図書館利用を促進するため、県立図書館、相互利用協定の図書館、大学や学校図書館との連携・協力を推進します。		● 市民の図書館利用を促進するため、県立図書館、相互利用協定の図書館、大学や学校図書館との連携・協力を推進します。
				○博物館の整備・充実	① 多様化する市民の学習活動への対応と観光に貢献する施設として、常設展示の見直しを図るとともに、収蔵システムやスペースを検討し、収蔵機能の充実を図ります。	● 多様化する市民の学習活動への対応と観光に貢献する施設として、常設展示の見直しを図るとともに、収蔵システムやスペースを検討し、収蔵機能の充実を図ります。
					② 文化財及び観光拠点施設としての機能を継承していくため、本丸御殿・蔵造り資料館の整備に努めます。	● 文化財及び観光拠点施設としての機能を継承していくため、本丸御殿・蔵造り資料館の整備を図ります。
○高等教育機関等との連携・協働の推進		① 近隣の大学などの高等教育機関との連携により、生涯学習の機会拡充を図ります。	● 生涯学習の拠点として、市内各大学等の協力を得て、また、市立高等学校等の施設を活用した、地域に根ざした高等教育機関(市立大学)の設立を目指します。			
		② 市民の自主的活動を推進するため、NPO団体等が交流する機会の拡充や支援を進めます。	● 近隣大学などの高等教育機関との連携により、生涯学習の機会拡充を図ります。			
		③ 産学公の連携により、情報の共有化の推進と多様なプロジェクトの実施を図ります。	● 市民の自主的活動を推進するため、NPO(非営利団体)の交流・支援の機能を果たしていきます。			
			● 産学公の連携により、地域の特色を生かした産業振興の機能を果たしていきます。			
	生涯にわたる学習活動の推進	○多様な学習機会の創設	① 市の関係各課、教育機関や民間等の学習情報や人材など学習資源の収集に努め、学習情報の一元化を図り、市民にとって利用しやすい、学習情報の提供システムを整備します。	● 市の関係各課、教育機関や民間等の学習情報や人材など学習資源の収集に努め、学習情報の一元化を図り、市民にとって利用しやすい、学習情報の提供システムを整備します。また、市民一人ひとりが自分に合った学習が発見できるように、学習相談員制度の整備・充実に努めます。		

章 節	施策の体系と内容		後期	前期
	施策	後期原案 細施策	後期 細々施策 (細施策の具体的内容)	前期 細々施策 (細施策の具体的内容)
			② 市民の学習意識や行動について把握するため、生涯学習に関する意識調査を定期的実施します。	● 市民の学習要求を把握するとともに、社会教育の基本的な効果を測定するため、生涯学習に関する意識調査を定期的実施します。
			③ 市民主体の多様な学習や文化活動の促進、また社会の中で培った知識や技能が生かされる場の拡充を図るため、市民と市の協働による市民講座を提供します。	● 市民主体の多様な学習や文化活動の促進、また社会の中で培った知識や技能が生かされる場の拡充を図るため、市民の手による市民のための学習機会(ボランティアが運営する市民講座)の提供に努めます。
		○社会の変化に応じた学習機会の提供	① 子どもの成長段階や高齢期の生き方など、生涯の各時期に応じて生じる課題、特に社会の変化に応じた学習課題に関する学習機会の充実を図ります。	● 子どもの成長、青少年期的人格形成や高齢期の生き方など、生涯の各時期に応じて生じる課題、特に社会の変化に応じた学習課題に関する学習機会の充実を図ります。
			② 人権学習、環境学習、情報学習など現代的課題に対応した学習の機会を提供します。	● 人権学習、環境学習、情報学習など現代的課題に対応した学習の機会を提供します。
		○地域の教育力の向上	① 子どもたちの生きる力をはぐくむため、学校・家庭・地域社会の連携を更に深め、地域や学校での学びを支援するシステムを整備し、個々に行われる事業を支援し、地域の教育力の向上を図るため、地域ぐるみで教育活動を進めます。	● 子どもたちの生きる力をはぐくむため、地域や学校での学びを支援するシステムをつくり、そこで行われる事業を支援し、地域ぐるみで子どもを育成するため、地域の教育力の向上を図ります。
			② 地域への愛着とまちづくりへの市民の参加意識を高揚させるため、郷土の歴史や伝統文化などの地域の教育資源を学ぶ地域学習を推進し、活力あるまちづくりを進めます。	● 地域への愛着とまちづくりへの市民の参加意識を高揚させるため、郷土の歴史や伝統文化などの地域の教育資源を学ぶ地域学習を推進し、活力あるまちづくりを進めます。
第2節 個性を生かす学校教育の推進	豊かな人間性をはぐくむ教育の推進	○個に応じた教育の推進	① 少人数学級のための臨時講師配置など、個性を生かし確かな学力と豊かな心をはぐくむ教育を推進します。	● 少人数学級のための臨時講師配置など、個性を生かし確かな学力と豊かな心をはぐくむ教育を推進します。
		○学校間の連携の推進	① 小・中学校間等の連携を深め、学校教育の充実・活性化を図ります。	
		○生徒指導・進路指導の充実	① さわやか相談員やチュードントサポーター等を活用し、不登校児童・生徒の解消に努めます。	
			② きめ細かな生徒指導、中学生社会体験事業の実施等を通して、生徒指導・進路指導の充実を図ります。	● きめ細かな生徒指導、不登校児童生徒への支援、中学生社会体験事業の実施等を通して、生徒指導・進路指導の充実を図ります。
		○地域に開かれた特色ある学校づくりの推進	① 学校評議員制度や地域人材の活用事業、日本語指導ボランティアの派遣などを通して、地域人材の積極的な活用を図るとともに、地域との連携を推進します。	● 学校評議員、地域人材の活用事業、日本語指導ボランティアなど、地域人材の積極的な活用を図るとともに、地域との連携を推進します。
		○教職員の資質向上	① 教育課題や各教職員の経験や職能に応じた各種研修事業を充実させ、豊かな人間性と確かな指導力を持った教職員の育成に努めます。	● 教育課題や各教職員の経験や職能に応じた各種研修事業を充実させ、豊かな人間性と確かな指導力を持った教職員の育成に努めます。
○特別支援教育の充実	① 障害のある児童生徒・学習障害のある児童生徒一人ひとりの自立に向けたきめ細かな支援を行います。	● 障害のある児童生徒・学習障害のある児童生徒一人ひとりの自立に向けたきめ細かな支援を行います。		

章 節	施策の体系と内容		後期	前期	
	施策	後期原案 細施策	後期 細々施策 (細施策の具体的内容)	前期 細々施策 (細施策の具体的内容)	
教育環境の整備・充実	○英語教育・外国語(英語)活動及び国際理解教育の推進	○英語教育・外国語(英語)活動及び国際理解教育の推進	① 英語指導助手(AET)の増員配置など、英語力の育成や外国語(英語)活動、国際理解教育の充実に努めます。	● 英語指導助手(AET)の派遣など、英語力の育成や国際理解教育の充実に努めます。	
			○小・中学校情報教育の推進	① コンピュータ施設・設備の充実に図り、情報活用能力の育成に努めます。	● 全市立学校の情報教育モラルの高揚と情報活用能力の育成を図るため、コンピュータ施設・設備の充実に図ります。
				② 情報モラル教育の充実に努めます。	
	○読書活動の充実及び体力向上の推進	○読書活動の充実及び体力向上の推進	① 読書活動の充実に図り、豊かな心の育成に努めます。		
			② 自ら進んで体力向上を目指す児童生徒の育成に努めます。		
	○学校施設の整備・充実	○学校施設の整備・充実	① 学校の耐震補強工事や大規模改造工事などを計画的に進め、安全で安心な教育環境の整備・充実に図ります。	● よりよい教育環境を計画的に整備していくため、学校の大規模改造工事、耐震補強工事など、施設等の整備・充実に図ります。	
			② 地域の学習施設としての学校施設の総合的な整備・活用を検討します。	● 地域の学習施設としての学校施設の総合的な整備・活用を検討します。	
		○小・中学校の適正配置と通学区域の弾力化	○小・中学校の適正配置と通学区域の弾力化	① 地域差による児童生徒の増減に伴う学校の配置や学校規模の見直し、通学区域の弾力化等について検討し、学校教育の活性化を図ります。	● 地域差による児童生徒の増減に伴う学校の配置や学校規模を見直すとともに、通学区域の弾力化や自由化も視点に入れ、学校教育の活性化を図ります。
				○学校図書館の充実	① 全市立学校の図書館の図書の充実に図り、児童生徒の読書活動を推進します。
		○学校給食の充実	○学校給食の充実	① 老朽化した学校給食施設は、改築計画を策定し、整備を図ります。	
② 学校給食施設の整備や献立を充実させ、安全でおいしい学校給食を提供するとともに、給食指導や食に関する指導を通じて児童生徒の食育を推進します。				● 食に関する指導、学校給食センターの整備及び給食指導・献立を充実させるとともに、自校調理方式の検討も踏まえ、より一層安全でおいしい学校給食を推進します。	
○市立川越高等学校の改革・充実		○市立川越高等学校の改革・充実	① 市立川越高等学校については、市民負託に応える魅力ある市立川越高等学校づくりのため、継続的・多角的に将来構想について検討し改革を推進します。	● 学科再編後の市立高等学校の更なる特色化、活性化を図るため、時代の要請と市民のニーズに合致した魅力あふれる市立高等学校づくりの推進に努めます。	
○教育センターの充実	○教育センターの充実	① 教育センターについては、教職員研修の充実や地域住民に開かれた施設としていくため、教育センター機能及び施設・設備の充実に図ります。	● 教育センターについての調査・研究を実施し、設置について今後検討します。		

章 節	施策の体系と内容		後期	前期
	施策	後期原案 細施策	後期 細々施策 (細施策の具体的内容)	前期 細々施策 (細施策の具体的内容)
第3節 歴史文化の継承と新しい市民文化の創造	芸術文化活動の充実	○市民文化に関する情報提供	① 芸術文化(*3)に関する公演や講座等の開催予定など、常に新しい文化情報の提供に努めます。	● 団体、グループ、文化施設等に関する情報の一元化に努め、即時性のある文化情報の提供に努めます。
		○芸術文化活動への支援の充実	① 市民の芸術文化活動を支援するため、多様な学習機会を充実し、交流を促進します。 ② 団体、グループとの連携を図り、指導者や研究者の養成に努めます。	● 市民の芸術文化活動を支援するため、多様な学習機会を充実し、交流を促進します。 ● 団体、グループとの連携を図り、指導者や研究者の養成に努めます。
		○芸術文化の鑑賞機会の充実	① 市民に対して、質の高い芸術文化及び芸能を鑑賞する機会を提供します。	● 市民に対して、質の高い芸術文化及び芸能を鑑賞する機会を提供します。
		○活動拠点の整備・充実	① 市民の芸術文化活動を振興するため、芸術鑑賞や活動や発表の場として、地域振興ふれあい拠点施設内に設置する新ホールの建設や、既存施設の整備・充実に努めます。	● 市民の芸術文化活動を振興するため、活動や発表の場として、新たな施設の建設や既存施設の整備・充実に努めます。
		○文化施設の利用促進	① 文化施設において市民が芸術家等の専門家から指導を受けるなど、芸術文化の普及活動を行うことにより、施設利用の促進に努めます。	● 市民が優れた芸術文化作品に触れる機会を増やすため、団体・グループによる文化施設の利用を促進します。
		○姉妹都市、友好都市等との交流	① 姉妹都市、友好都市等と文化、教育、スポーツ、経済などをはじめとしたさまざまな分野での交流を推進します。	● 姉妹都市、友好都市等と文化、教育、スポーツ、経済などをはじめとしたさまざまな分野での交流を推進します。
	文化財の保存・活用	○文化財の保護と活用	① 文化財の保護に努めるとともに、文化財の価値を生かした活用を積極的に図ります。	● 文化財については、保護を前提としながら積極的に活用し、文化財保護意識の啓発を図ります。
		○文化財保護意識の啓発	① 国民の財産である文化財の価値を市民に周知し理解を求めるとともに、文化財保護意識の啓発に努めます。	
		○民俗文化財の保存と後継者の育成	① 民俗文化財を地域ぐるみで保存継承する体制の確立を支援協力します。また、郷土芸能等の後継者の育成事業を積極的に支援します。	● 民俗文化財を地域ぐるみで保存継承する体制の確立を支援協力します。また、郷土芸能等の後継者の育成事業を積極的に支援します。
		○重要伝統的建造物群保存地区の保存整備事業の充実	① 伝統的建造物の保存修理を計画的に実施し、併せて保存技術の継承・育成に努めます。また、重要伝統的建造物群保存地区のPRや関連する事業との調整を行い、地区の特性を生かした歴史的風致の維持・向上に努め、重要伝統的建造物群保存地区の保存整備を推進します。	● 伝統的建造物の保存修理を計画的に実施し、併せて保存技術の継承・育成に努めます。また、重要伝統的建造物群保存地区のPRや関連する事業との調整を行い、地区の特性を生かした住環境、商業環境等の維持・向上に努め、重要伝統的建造物群保存地区の保存整備を推進します。
	○河越館跡地等の整備・活用	① 郷土学習の場、市民の憩いの場として河越館跡史跡公園等の整備を継続し、市民や自治会等の公共的団体、NPO、大学等と協働してその有効活用を図ります。	● 郷土学習の場、市民の憩いの場として河越館跡地に史跡公園を開園し、その有効活用を図ります。また、引き続き整備事業を継続し、史跡公園の充実を図ります。	

章 節	施策の体系と内容		後期	前期
	施策	後期原案 細施策	後期 細々施策 (細施策の具体的内容)	前期 細々施策 (細施策の具体的内容)
第4節 多文化共生と国際交流・協力の推進	多文化共生と国際交流・協力の推進	○国際交流センターの充実	① 外国籍市民のための日本語教室と市民相談を一層充実させます。	● 外国籍市民のための日本語教室と市民相談を一層充実させます。
			② 行政情報やインターネットを使った国際情報の提供に努めます。	● 行政情報やインターネットを使った国際情報の提供に努めます。
			③ 日本語ボランティア、通訳・翻訳ボランティアの充実を図り、活動機会を創出します。	● 日本語ボランティア、通訳・翻訳ボランティアの充実を図り、活動機会を創出します。
	多文化共生と国際交流・協力の推進	○外国籍市民も暮らしやすいまちづくり	① 外国籍市民会議を引き続き開催し、検討結果の具現化に努めます。	● 外国籍市民会議を引き続き開催し、検討結果の具現化に努めます。
			② 多言語による情報提供の充実に努めます。	● 多言語による情報提供の充実に努めます。
			③ 外国籍市民国際人材ネットの充実を図り、外国籍市民の活用や地域社会への参画を促進します。	● 外国籍市民国際人材ネットの充実を図り、外国籍市民の活用や地域社会への参画を促進します。
	多文化共生と国際交流・協力の推進	○行政の国際化	① 外国籍市民と日本人市民の相互理解を進め、共生意識の醸成に努めます。	● 外国籍市民と日本人市民の相互理解を進め、共生意識の醸成に努めます。
			② 市内4大学に在学する留学生を支援するとともに、市民との交流機会の確保に努めます。	● 市内4大学に在学する留学生を支援するとともに、市民との交流機会の確保に努めます。
			③ 英語指導助手(AET)配置事業の充実を図り、将来を担う青少年の国際理解教育を推進します。	● 英語指導助手(AET)派遣事業の充実を図り、将来を担う青少年の国際理解教育を推進します。
	多文化共生と国際交流・協力の推進	○国際感覚に優れた市民の育成	① 市内4大学及びアメリカの姉妹都市にある大学との交流を図り、その他各種講座や研修会などを通じて国際感覚に優れた市民の育成に努めます。	● 市内4大学及びアメリカの姉妹都市にある大学との交流を図り、その他各種講座や研修会などを通じて国際感覚に優れた地球市民の育成に努めます。
② NGO・NPOへの支援を一層充実させ、連携して地域の国際化の促進に努めます。			● NGO・NPOへの支援を一層充実させ、連携して地域の国際化の促進に努めます。	
③ 英語指導助手(AET)配置事業の充実を図り、将来を担う青少年の国際理解教育を推進します。			● 英語指導助手(AET)派遣事業の充実を図り、将来を担う青少年の国際理解教育を推進します。	
多文化共生と国際交流・協力の推進	○姉妹都市交流の更なる充実	① さまざまな分野で市民中心の姉妹都市交流の充実を図ります。	● さまざまな分野で市民中心の姉妹都市交流の充実を図ります。	
		② 川越市姉妹都市交流委員会への支援に努めます。	● 川越市姉妹都市交流委員会への支援に努めます。	
		③ 新しい地域との交流創出に努めます。	● 新しい地域との交流創出に努めます。	
第5節 生涯スポーツの推進	生涯スポーツの推進	○総合型地域スポーツクラブの設置・育成	① 地域のだれもが、日常的にスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブの計画的な設立を図ります。	● 総合型地域スポーツクラブの計画的な設立を図ります。
		○スポーツ大会・教室等の充実	① スポーツ・レクリエーション大会の充実を図り、市民がスポーツに親しむ機会を提供するとともに、関係する事業との連携を図りながら、市民の自主的な健康の保持・増進、体力の維持・向上等の活動に協力し、スポーツによる健康づくりを推進していきます。	● 生涯スポーツフェスティバルをはじめとしたスポーツ・レクリエーション大会の充実を図り、市民がスポーツに親しむ機会を提供するとともに、関係する事業との連携を図りながら、市民の自主的な健康の保持・増進、体力の維持・向上等の活動に協力します。

章	節	施策の体系と内容		後期	前期
		施策	後期原案 細施策	後期 細々施策 (細施策の具体的内容)	前期 細々施策 (細施策の具体的内容)
スポーツの推進				② 各種スポーツ教室については、スポーツに親しむきっかけとなるよう、ニュースポーツ等の種目を積極的に取り入れるなど、市民のニーズに合った教室を開催します。	● 各種スポーツ教室については、スポーツに親しむきっかけとなるよう、ニュースポーツ等の種目を取り入れるなど、市民のニーズに合った教室を開催します。
				③ スポーツ団体、スポーツ大会等に関する情報の一元化を図り、市民への情報提供に努めます。	
		○スポーツ指導者等の養成・活用		① 大学等の専門機関と連携し、市民のニーズに合わせて適切な指導ができるスポーツ・レクリエーション指導者等の養成に努め、その活用を図ります。	● 市民のニーズに合わせて適切な指導ができるスポーツ・レクリエーション指導者等の養成に努め、その活用を図ります。
				② 各スポーツ団体の育成・支援を継続的に推進します。	● 各スポーツ団体の育成・支援を継続的に推進します。
○スポーツ施設等の整備・充実		① 既存のスポーツ施設を市民がより使いやすいよう、効率的な整備・改善を図っていきます。	● 既存のスポーツ施設を市民がより使いやすいよう、効率的な整備・改善を図っていきます。また、新たなスポーツ・レクリエーション施設の整備について、検討していきます。		
			● 利用者の利便性を高めるため、スポーツ情報のネットワーク化の一環として、インターネット等による施設利用情報の提供及び施設予約を可能にする施設予約システムを整備します。		



章	節	施策の体系と内容		後期	前期
		施策	後期原案 細施策	後期 細々施策 (細施策の具体的内容)	前期 細々施策 (細施策の具体的内容)
第3章	第1節	計画的なまちづくり	○計画的なまちづくりの推進	① 「川越市都市計画マスタープラン」や「川越市緑の基本計画」等の個別計画に基づき、人と環境にやさしい総合的なまちづくりを推進します。	● 「川越市都市計画マスタープラン」や「川越市緑の基本計画」等の個別計画に基づき、人と環境にやさしい総合的なまちづくりを推進します。
				③ すべての人にとって快適なまちを目指し、ユニバーサルデザインの考え方を明らかにし、この考え方を基本としたまちづくりを進めます。	● 人にやさしい快適なまちを目指し、ユニバーサルデザイン(*1)の考え方を明らかにし、この考え方を基本としたまちづくりを進めます。
				④ 都市機能の充実を図り、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進します。	● 都市機能の充実を図り、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進します。
				② 地域の特徴あるまちづくりを市民とともに推進するため、市民の声をまちづくりに反映させる仕組みとなる「まちづくり条例」の制定を進めるとともに、各種のまちづくり手法を検討します。	● 本市の特徴あるまちづくりを市民とともに推進するため、各種の手法を検討します。
		○総合的な土地利用	① 市街化区域及び市街化調整区域の区分、用途地域(*2)等の地域地区に基づく規制や誘導により良好な都市環境の整備を図ります。	● 市街化区域及び市街化調整区域の区分、用途地域(*2)等の地域地区に基づく規制や誘導により良好な都市環境の整備を図ります。	
			② 保全すべき農地、樹林地等を除く市街化調整区域の土地については、地域の特性に合った土地利用を検討します。	● 保全すべき農地、樹林地等を除く市街化調整区域の土地については、地域の特性に合った土地利用を検討します。	
			③ 市街化区域内の農地については生産緑地地区を除いて適正な土地利用を誘導します。生産緑地地区については、都市における良好な生活環境を確保するための農地として保全に努めるとともに、市民農園の活用方法についても検討します。	● 市街化区域内の農地については生産緑地を除いて宅地化の活用を検討します。生産緑地については、都市における良好な生活環境を確保するための農地として保全に努めるとともに、市民農園の活用方法についても検討します。	
			④ 地区計画などの地区の特性に合ったルールづくりを進め、良好な環境の整備や保全を図ります。	● 地区計画などの地区の特性に合ったルールづくりを進め、良好な環境の整備や保全を図ります。	
		○新たな拠点の整備	① 周辺環境と調和した工業用地の確保を図ります。	● 周辺環境と調和した工業団地の拡張を検討します。	
			② 圏央道鶴ヶ島インターチェンジ周辺地区については、将来の土地利用動向を適切に見極めながら、鶴ヶ島市、日高市と協力して自然や景観との調和を図りつつ、圏央道の整備効果を生かした土地利用を検討します。	● 圏央道インターチェンジ周辺地区については、埼玉県、鶴ヶ島市、日高市と協力して「むさしの研究の郷構想」の検討を進めていきます。	
			③ 土地利用転換想定箇所については、周辺環境との調和を図りながら、地区の特性に応じた計画的な整備を検討します。	● 土地利用転換想定箇所については、周辺環境との調和を図るため、地区の特性に応じた計画的な整備を検討します。	
		○地籍調査・町名地番整理の推進	① 「国土調査事業十箇年計画」に基づき、計画的に地籍調査を推進します。	● 国土調査事業十箇年計画に基づき、計画的に地籍調査を推進します。	
			② 市民との協働によって町名地番の整理を推進します。	● 市民の合意を得ながら町名地番の整理を推進します。	

章 節	施策の体系と内容		後期	前期
	施策	後期原案 細施策	後期 細々施策 (細施策の具体的内容)	前期 細々施策 (細施策の具体的内容)
都市拠点の整備	〇中心市街地活性化基本計画の推進	① 中心市街地活性化基本計画の推進	① 計画で定められた区域を対象に、中心市街地の都市機能の増進と経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進します。	● 「川越市中心市街地活性化基本計画」に基づき、中心市街地の基盤整備と商業等の活性化を一体的に推進するとともに、商業・業務機能と調和した住環境の整備を図ります。
			〇三駅連携強化の推進	① 川越駅西口周辺地区は、埼玉県西部地域の拠点都市や業務施設集積地区として多様な機能の集積を図るとともに、土地区画整理事業、幹線道路整備及び駅前広場の再整備などの基盤整備を推進します。 また、鉄道の立体化等と併せた周辺地区との整備の検討を行うとともに、土地の高度利用や交通渋滞の緩和を図り、周辺地域と連携した広域拠点の形成を目指します。 ② 本川越駅周辺地区は、本川越駅の西口開設を含む駅前広場の整備により、にぎわいを創出するとともに、川越市駅との乗換所要時間の短縮を図ります。また、新富町周辺については、市街地の活性化や防災機能の向上等を図るため、(仮称)東西連絡道路の整備を推進します。 ③ 川越市駅周辺地区は、都市計画道路整備と併せた駅前広場整備や、橋上駅舎化による西口開設を推進し、駅利用者の利便性、安全性の向上を図るとともに、周辺地域と連続性のあるまちづくりを進めます。
	〇中央通り地区の整備	① 本川越駅から歴史的町並み地区までの整備を推進し、商店街の活性化や歩行者空間の確保を図ります。	● 本川越駅から歴史的町並み地区までの整備を推進し、商店街の活性化や歩行者空間の確保を図ります。	
	〇歴史的町並み地区の整備	① 伝統的建造物の保全・活用を図るとともに、周辺の歩行者空間の環境改善を図るため道路整備事業(歴みち)(*1)を推進します。	● 伝統的建造物の保全・活用を図るとともに、周辺の歩行者空間の環境改善を図るため道路整備事業(歴みち)(*1)を推進します。	
	地域生活拠点の整備	〇拠点の整備	① 地域生活の拠点となる各鉄道駅周辺地区(高階地区、霞ヶ関地区、南古谷駅周辺地区)については、道路及び駅前広場等の拠点性を高めるような都市基盤整備を検討し、併せて周辺の道路網を含む面的整備の検討を進め、地域の活性化と安全で快適な住環境の拡充を図ります。	● 地域生活の拠点となる各鉄道駅周辺地区(高階地区、霞ヶ関地区、南古谷駅周辺地区)については、道路と鉄道との立体化や駅施設、駅前広場の整備などの拠点性を高めるような都市基盤整備を検討し、併せて周辺の道路網を含む面的整備の検討を進め、地域商業の活性化と安全で快適なゆとりある住環境の拡充を図ります。
		〇住宅地の整備	① 健全な市街地としての整備が必要な地域について、災害に強く快適なゆとりある住環境の拡充を図るため、土地区画整理事業等による整備を検討するとともに、地域の特性や実情に応じた整備について検討を進めます。	● 都市基盤の未整備地区や密集市街地については、土地区画整理事業等を検討し、災害に強い良好な住宅地の整備を推進するとともに、優良な農地や樹林地以外の市街地化することが必要な農地や低・未利用地の計画的な宅地化への誘導を図り、安全で快適なゆとりある住環境の拡充を図ります。
景観に配慮したまちづくり	〇歴史的地区の整備	① 景観法に基づく景観計画により、景観形成重点区域(*3)を定め、基準の運用を通して歴史的風致(*4)の向上を目指して整備を図ります。	● 都市景観形成地域の基準の運用を通して整備を図ります。	
		② 都市景観重要建築物等の指定を推進し、これを契機としたまちづくりの施策を行うことにより、特徴ある町並みの形成を図ります。	● 都市景観重要建築物等の指定を推進し、これを契機としたまちづくりの施策を行うことにより、特徴ある町並みの形成を図ります。	

章 節	施策の体系と内容		後期	前期
	施策	後期原案 細施策	後期 細々施策 (細施策の具体的内容)	前期 細々施策 (細施策の具体的内容)
		○都市デザインの推進	① 景観法に基づく景観計画により、基準の運用を通して魅力ある都市景観の整備を図ります。 ② 公共施設の建設に当たっては、地域の歴史や文化、まちづくり活動等に配慮した都市デザイン整備に努め、良好な都市景観の創出を目指します。	● 都市景観デザインに関する基準の策定の過程において、市民との協働、専門家の活用により、地域にあった基準づくりを目指します。また、基準等のルールが運用されている地域に対し、新たな課題解決やルールの更新等に対して技術的な援助等を推進します。 ● 公共施設の建設に当たっては、地域性に配慮したデザイン整備に努め、良好な都市景観の創出を目指します。
		○都市デザインの啓発、普及	① 良好な都市景観の形成を図る上では、市民一人ひとりが関心を持ち、主体的にまちづくりに関わっていくきっかけが重要であるため、市民意識の啓発及び情報等の提供を推進します。	● 良好な都市景観の形成を図る上では、市民一人ひとりが関心を持つことが重要であるため、市民意識の啓発及び情報等の提供を推進します。
		○屋外広告物の適正化	① 良好な都市景観の形成と安全性を確保するため、屋外広告物の適正な掲出が図られるように推進します。	● 良好な都市景観の形成と安全性を確保するため、屋外広告物の適正な掲出が図られるように推進します。
	第2節	道路交通体系の整備	○都市活動を支える広域幹線道路の整備	① 広域道路網の充実を図り、都市間の連携やバイパス機能及び高速道路へのアクセス等を強化するため、道路、橋りょうを整備し、更に川越北環状線や坂戸東川越線等の整備を引き続き促進します。 ② 国県道における渋滞交差点の改良を促進し、交通の安全と円滑化を確保するよう努めます。
交通ネットワークの構築		○地域の活動を豊かにする幹線道路の整備	① 計画的なまちづくりを推進し有効な土地利用を図るため、市街地における都市計画道路を整備するとともに、都市計画道路の見直しと実現可能な道路網の検討を進めます。 ② 市内の各地域を連携する市道幹線や橋りょうの整備を費用対効果、歩行者の安全等を考慮しながら計画的に進めます。	● 計画的なまちづくりを推進し有効な土地利用を図るため、市街地における都市計画道路を整備するとともに、都市計画道路の見直しと構想路線の実現に向けた検討を進めます。 ● 市内の各地域を連携する市道幹線や橋りょうの整備を費用対効果、歩行者の安全等を考慮しながら計画的に進めます。
		○安全で人にやさしい生活道路の整備	① 市民生活に密着した生活道路は、幹線道路整備と整合を図り、住民の合意形成を図りながら効果的に整備し、併せて、通学路の整備についても積極的に推進します。 ② 車両等のすれ違いのための待避所を設けた「ゆずりあい道路」の整備を引き続き推進します。 ③ 安全で快適な道路環境の確保のため、道路の適正な維持管理に努めます。	● 市民生活に密着した生活道路は、幹線道路整備と整合を図り、住民の合意形成を図りながら効果的に整備します。 ● 車両等のすれ違いのための待避所を設けた「ゆずりあい道路」の整備を引き続き推進します。 ● 安全で快適な道路環境の確保のため、道路の適正な維持管理に努めます。
		交通円滑化方策の推進	○交通需要マネジメントの推進	① 交通渋滞の緩和と安全の確保を図るため、パークアンドライドの実施による中心市街地へ流入する交通量の抑制や、公共交通機関の利用促進、適切な交通規制の検討など、交通需要マネジメント施策を推進します。

章 節	施策の体系と内容		後期	前期
	施策	後期原案 細施策	後期 細々施策 (細施策の具体的内容)	前期 細々施策 (細施策の具体的内容)
			<p>② 自動車交通量を抑制するため自転車の利用を促進するとともに、既存の道路の使い方を工夫するなど、自転車を安心して利用できる自転車専用通行帯等の整備を検討します。</p> <p>③ 市街地における道路交通の現状と特性を把握し、計画的に交通渋滞の要因と考えられる交差点の改良や必要な道路の整備を図ります。</p>	<p>● 自動車交通量を抑制するため、自転車の利用を促進するとともに、既存の道路の使い方を工夫するなど、自転車を安心して利用できるスペースの確保を検討します。</p> <p>● 市街地における道路交通の現状と特性を把握し、計画的に交通渋滞の要因と考えられる交差点の改良や必要な道路の整備を図ります。</p>
		○駐車場の整備	① 駅周辺や商店街など商業・業務機能の集積した地域に対しては、必要に応じて駐車場の整備を図るとともに、観光客などのために郊外型駐車場の整備を推進します。	● 駅周辺や商店街など商業・業務機能の集積した地域に対しては、駐車場の整備を促進するとともに、観光客などのために郊外型駐車場の整備を推進します。(第4章第2節施策2「観光環境の整備」参照)
	公共交通機関の充実	○鉄道輸送の 利便性の向上	<p>① 東武東上線の複々線化、西武新宿線の複線化及び地下化、JR川越線の複線化を促進し、鉄道輸送力の増強及び速達性の向上を図ります。</p> <p>② 横浜方面への利便性の向上を図るため、東急東横線・横浜高速鉄道みなとみらい線と東武東上線・副都心線との相互直通運転を促進します。また、他の路線についても動向を見極めながら既存路線との相互直通運転を促進します。</p> <p>③ 西武鉄道の車両基地建設に伴い、安比奈線の旅客線化及び新駅の設置を促進します。</p> <p>④ 公共交通機関の利用者の利便性を向上させるため、適切な案内表示等により、路線バス等への乗換えを分かりやすくします。</p> <p>⑤ 鉄道利用を増加させるため、駅施設等の改善を促進し、利便性の向上を図ります。</p>	<p>● 東武東上線の複々線化、西武新宿線の複線化及び地下化、JR川越線の複線化を促進し、鉄道輸送力の増強及び速達性の向上を図ります。</p> <p>● 都心や横浜方面への利便性の向上を図るため、東京地下鉄13号線及び東急東横線、横浜高速鉄道みなとみらい線と東武東上線との相互直通運転を促進します。また、計画されている都営地下鉄12号線については、動向を見極めながら、本市への延伸を促進します。</p> <p>● 西武鉄道の車両基地建設に伴い、安比奈線の旅客線化及び新駅の設置を促進します。</p> <p>● エスカレーターやエレベーターの設置によるバリアフリー化など、駅施設の改善を促進します。</p> <p>● 公共交通機関の利用者の利便性を向上させるため、適切な案内表示等により、路線バス等への乗換えを分かりやすくします。</p>
		○バス輸送の 充実	<p>① バス輸送の充実を図るため、バスの利用促進を図り利用者を増やすことで、既設路線の確保、運行本数の増加、運行時間の延長、新規路線の開設を促進します。</p> <p>② 誰にでも分かりやすいバスの案内をするため、バスロケーションシステム(*1)も活用したバス等総合案内板の整備を促進するとともに、バス停への上屋や駐輪場等の整備を促進するなど、利便性の向上により利用者の増加を図ります。</p> <p>③ 市内循環バス「川越シャトル」は、路線や運行本数、目的地などの見直しと改善を行います。</p>	<p>● バス輸送の充実を図るため、既設路線の確保、運行本数の増加、運行時間の延長を促進するとともに、新規路線の設置を促進します。</p> <p>● バスロケーションシステム(*1)を活用した駅等における発着案内の整備を促進するとともに、バス停への上屋や駐輪場等の整備を促進するなど、バス利用者の利便性の向上を図ります。</p> <p>● 市内循環バス「川越シャトル」は、路線や運行本数、目的地などの見直しと改善を行い、利用者の増加を図ります。</p>

章 節	施策の体系と内容		後期	前期
	施策	後期原案 細施策	後期 細々施策 (細施策の具体的内容)	前期 細々施策 (細施策の具体的内容)
第3節 自然と調和した基盤づくり			④ 路線バス車両のバリアフリー化を推進するため、ノンステップバスの導入を促進します。	● 路線バス車両のバリアフリー化を推進するため、ノンステップバスの導入を促進します。
			⑤ 高速バスの充実を図るため、利用促進を図り利用者を増やすことで、既設路線の運行本数の増加や新規路線の設置などを促進します。	● 高速バスの充実を図るため、新規路線の設置や既設路線の運行本数の増加などを促進します。
	治水事業の推進	○河川整備	① 久保川の河川改修を狭山市と協同して推進するとともに、準用河川及び幹線水路の河川改修、普通河川の水路整備に努めます。また、国、県及び関係市町村と連携した総合治水対策に努め、保水・遊水機能の保全や雨水の流出抑制施設の設置など流域対策を促進します。	● 久保川の河川改修を狭山市と協同して推進するとともに、準用河川及び幹線水路の河川改修、普通河川の水路整備に努めます。また、国、県及び関係市町村と連携した総合治水対策に努め、保水・遊水機能の保全や雨水の流出抑制施設の設置など流域対策を促進します。
		○雨水整備	① 雨水排水整備計画を策定します。	● 雨水排水整備計画を策定します。
			② 浸水被害の対策として、雨水の放流先である河川の改修と整合を図り、雨水管きょや雨水ポンプ場の整備を計画的に推進します。	● 浸水被害の対策として、雨水の放流先である河川の改修と整合を図り、雨水管きょや雨水ポンプ場の整備を計画的に推進します。
			③ 近年の集中豪雨等により市街地で局地的に発生している浸水を防止するため、雨水を一時貯留する施設の設置を計画的に推進します。	● 近年の集中豪雨等により市街地で局地的に発生している浸水を防止するため、雨水を一時貯留する施設の設置を計画的に推進します。
	○雨水の有効利用の促進	① 公共施設に雨水利用タンクを設置します。	● 公共施設に雨水利用タンクを設置します。	
	水道水の安定供給	○施設・設備の改修及び更新	① 老朽化した施設・設備の更新を計画的に実施し、水道水の安定供給に努めます。	● 老朽化した施設・設備の更新を計画的に実施し、水道水の安定供給に努めます。
			② 貴重な水の有効利用の観点から漏水調査を継続して実施し、漏水の防止・早期発見に努めます。	● 貴重な水の有効利用の観点から漏水調査を継続して実施し、漏水の防止・早期発見に努めます。
		○災害に強い施設整備	① 災害時における水道水の供給を確保するため、配水池や配水管路等の耐震化の推進に努めます。	● 安全な水道水を安定して供給していくための施設整備を推進します。施設の更新と併せて耐震補強工事を行うなど、災害に強い施設整備を図ります。
○効率的な事業の推進		① 計画的・効率的な事業を推進し、経営の安定化に努めます。	● 計画的・効率的な事業を推進し、経営の安定化に努めます。	
		② 快適な暮らしを支えるため、多様な顧客ニーズに対応しながら、情報提供の推進など各種サービスの向上に努めます。	● 快適な暮らしを支えるため、多様な顧客ニーズに対応しながら、情報提供の推進など各種サービスの向上に努めます。	
		③ コスト削減に取り組むとともに、公営企業としての独立採算制を維持するため、受益と負担との均衡がとれた経営に努めます。	● コスト削減に取り組むとともに、公営企業としての独立採算制を維持するため、受益者負担との均衡がとれた経営に努めます。	
公共下水道等の整備	○生活排水施設の整備	① 公共下水道の汚水施設整備については、市民の生活環境の改善や公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図る目的で、荒川右岸流域下水道区域の市街化調整区域の整備を中心に実施していきます。	● 公共下水道の汚水施設整備については、市民の生活環境の改善や公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図る目的で、荒川右岸流域下水道区域の市街化調整区域の整備を中心に実施していきます。	

章 節	施策の体系と内容		後期	前期
	施策	後期原案 細施策	後期 細々施策 (細施策の具体的内容)	前期 細々施策 (細施策の具体的内容)
			② 農村環境の改善と農業用排水の水質保全を図るため、地域の特性に応じて農業集落排水整備の推進や、合併処理浄化槽の設置及び維持管理を支援します。	● 農村環境の改善と農業用排水の水質保全を図るため、農業集落排水の整備を推進します。(第4章1節施策3「農業の振興」参照) ● 合併処理浄化槽の設置及び維持管理を支援します。
		○合流式下水道の改善	① 公共用水域の水質汚濁の改善と公衆衛生の向上を図るため、大雨の時に雨水吐口から河川に放流されている未処理下水を極力減らす対策として、一時貯留する施設の設置や、下水に含まれる汚濁物の流出を極力防止するため雨水吐口の改良等を計画的に実施していきます。	● 公共用水域の水質汚濁の改善と公衆衛生の向上を図るため、大雨の時に雨水吐口から河川に放流されている未処理下水を極力減らす対策として、一時貯留する施設の設置や、下水に含まれる汚濁物の流出を極力防止するため雨水吐口の改良等を計画的に実施していきます。
		○公共下水道施設の維持管理	① 老朽化した管きょ施設を改築し、排水機能の向上及び施設の保全に努めます。 ② 下水道施設の不明水対策(*2)を推進し、経費の削減及び公衆衛生の向上に努めます。 ③ 事業所排水の監視を強化し、下水道施設の損傷と公共用水域の水質汚濁の防止に努めます。 ④ ポンプ場施設の維持管理を適正に行い、市民の生活環境の保全に努めます。	● 老朽化した管きょ施設を改築し、排水機能の向上及び施設の保全に努めます。 ● 下水道施設の不明水対策(*2)を推進し、経費の削減及び公衆衛生の向上に努めます。 ● 事業所排水の監視を強化し、下水道施設の損傷と公共用水域の水質汚濁の防止に努めます。 ● ポンプ場施設の維持管理を適正に行い、市民の生活環境の保全に努めます。
		○効率的な公共下水道事業の推進	① 公共工事コスト削減の徹底等により経費の削減を図るとともに、事業の持続性を考慮し、下水道使用料の適正化を図り、経営の安定化に努めます。	● 公共工事コスト削減の徹底等により経費の削減を図るとともに、事業の持続性を考慮し、下水道使用料等の適正化を図り、経営の安定化に努めます。
	水辺と森林の整備	○河川空間の活用	① 荒川、入間川、新河岸川等の優れた自然環境を活用して、親水公園等の整備を図ります。また、築堤工事が完了した芳野地区周辺については、入間川の広大な河川空間を利用して水辺や自然とのふれあいの場、スポーツ・レクリエーション活動の場となる河川敷公園の整備を推進します。	● 良好な水辺環境の形成を図るため、桜づみモデル事業を推進し、地域住民に憩いの場を提供するとともに水防活動に必要な機能等を確保します。 ● 荒川、入間川、新河岸川等によりもたらされる広大な河川空間や優れた自然環境を活用し、水辺や自然とのふれあいの場、スポーツ・レクリエーション活動の場となる親水公園等の整備を推進します。
		○伊佐沼周辺の整備	① 「地域用水環境整備事業」の効果をふまえて、伊佐沼周辺における水、花、緑の豊かな自然環境を活用し、市民共有の憩いの場やレクリエーションの場となる伊佐沼公園の拡張整備を推進します。	● 伊佐沼及び伊佐沼周辺の水、緑、花の豊かな自然環境を活用し、市民共有の憩いの場やレクリエーションの場とするため、「伊佐沼及び伊佐沼周辺整備基本構想」及び「伊佐沼公園基本計画」に基づき整備を推進します。
		○樹林地の整備	① 本市南部に広がる武蔵野の面影を残す雑木林等については、大変貴重な自然であることから保全に努めていくとともに、自然とのふれあいの場、緑の中のレクリエーションの場として活用を図るため、(仮称)川越市森林公園の整備を推進します。	● 本市南部の武蔵野の面影を残す雑木林等については、大変貴重な自然であることから保全に努めていくとともに、自然とのふれあいの場、緑の中のレクリエーションの場として活用を図るため、「(仮称)川越市森林公園基本計画」に基づき整備を推進します。

章 節	施策の体系と内容		後期	前期
	施策	後期原案 細施策	後期 細々施策 (細施策の具体的内容)	前期 細々施策 (細施策の具体的内容)
公園の整備と充実	○計画的な公園の整備	① 「川越市緑の基本計画」に基づき、計画的に公園等の整備を推進します。	① 「川越市緑の基本計画」に基づき、計画的に公園等の整備を推進します。	● 「川越市緑の基本計画」に基づき、計画的に公園等の整備を推進します。
	○自然環境の活用と整備	① 水や緑等の自然環境と共生した公園の整備を推進します。	① 水や緑等の自然環境と共生した公園の整備を推進します。	● 水や緑等の自然環境と共生した公園の整備を推進します。(中核となる公園については、第3章第3節施策4「水辺と森林の整備」参照)
	○歴史的遺産の活用	① 本市の歴史的遺産を活用した公園の整備を推進するとともに、代表的な史跡である川越城址については、城址公園として整備を検討します。また、川越城富士見櫓の復元整備を行い観光や教育の場とします。	① 本市の歴史的遺産を活用した公園整備を検討するとともに、代表的な史跡である川越城址については、「初雁公園整備基本構想」に基づき城址公園として整備を検討します。また、川越城富士見櫓の復元整備を行い観光や教育の場とします。	● 本市の歴史的遺産を活用した公園整備を検討するとともに、代表的な史跡である川越城址については、「初雁公園整備基本構想」に基づき城址公園として整備を検討します。また、川越城富士見櫓の復元整備を行い観光や教育の場とします。
	○身近な活動拠点の整備	① 市民が憩いと安らぎを感じられる場所として、また、災害時の避難場所として活用できるよう、街区公園等の身近な公園を積極的に整備します。 ② 子どもから高齢者までが身近な場所で体力づくりや健康づくりができる公園の整備を行うとともに既設の公園に健康運動施設等の設置を図ります。	① 市民が憩いと安らぎを感じられる場所として、また、災害時の避難場所として活用できるよう、街区公園等の身近な公園を積極的に整備します。 ② 子どもから高齢者までが身近な場所で体力づくりや健康づくりができる公園の整備を行うとともに既設の公園に健康運動施設等の設置を図ります。	● 市民が憩いと安らぎを感じられる場所として、また、災害時の避難場所として活用できるよう、街区公園等の身近な公園を積極的に整備します。
				● 子どもから高齢者までが身近な場所で体力づくりや健康づくりができる公園の整備を行うとともに既設の公園に健康運動施設等の設置を図ります。
	○レクリエーション・スポーツ拠点の整備	① スポーツやレクリエーション活動の拠点となる公園の整備を検討するとともに、現存する施設の更新等についても検討を進めます。 ② 子どもから高齢者までが利用できるレクリエーションの場として、温水利用型健康運動施設(*1)を含むなぐわし公園の整備を推進します。	① スポーツやレクリエーション活動の拠点となる公園の整備を検討するとともに、現存する施設の更新等についても検討を進めます。 ② 子どもから高齢者までが利用できるレクリエーションの場として、温水利用型健康運動施設(*1)を含むなぐわし公園の整備を推進します。	● 新球場を中心としたスポーツやレクリエーション活動の拠点整備を検討します。
● 子どもから高齢者までが利用できるレクリエーションの場として、余熱利用施設を含む(仮称)鯨井公園の整備を推進します。				
○公園の適正な管理と魅力の創出	① 既設の公園については、適正な管理を行うとともに、魅力を高めるため、施設のリニューアルやユニバーサルデザイン化を行います。 ② 公園利用者層の変化と市民の多様なニーズに対応し、安全で誰もが安心して楽しむことのできる魅力ある公園づくりを推進します。	① 既設の公園については、適正な管理を行うとともに、魅力を高めるため、施設のリニューアルやユニバーサルデザイン化を行います。 ② 公園利用者層の変化と市民の多様なニーズに対応し、安全で誰もが安心して楽しむことのできる魅力ある公園づくりを推進します。	● 既設の公園については、適正な管理を行うとともに、魅力を高めるため、施設のリニューアルやユニバーサルデザイン化を行います。	
			● 人と犬、人と人がふれあえるドッグラン等、市民の多様なニーズに対応する魅力ある施設の建設を推進します。	
快適な住宅・住環境の整備	○良好な住環境の整備	① 地区計画や住環境整備に関する制度の活用を図ります。	● 都市基盤の未整備地区については、土地区画整理事業等を検討し、良好な住環境の整備を図ります。密集している市街地については、防災機能の向上を含めた再整備を検討します。	
			● 地区計画や住環境整備に関する制度の活用を図ります。	
	○公的住宅の供給	① 市営住宅の建替えにあたっては、周辺の住環境に配慮した敷地の活用を図るとともに、福祉部門との連携により、福祉施設等との併設・合築を検討します。	● 買取り、借上げ等多様な手法により市営住宅の建て替えを図るとともに、福祉部門との連携により福祉施設等との併設・合築を検討します。	
○高齢者等への住宅支援	① 高齢者等の居住の安定確保に関する制度など各種の制度を活用し、高齢者等への住宅支援を行います。	● 高齢者等の居住の安定確保に関する制度など各種の制度を活用し、高齢者等への住宅支援を行います。		

章	節	施策の体系と内容		後期	前期
		施策	後期原案 細施策	後期 細々施策 (細施策の具体的内容)	前期 細々施策 (細施策の具体的内容)
				② 高齢者や障害のある人が安心して暮らせるように、住み替え家賃の助成や高齢者住宅保証制度等の充実を図ります。	● 高齢者や障害のある人が安心して暮らせるように、住み替え家賃の助成や高齢者住宅保証制度等の充実を図ります。



章	節	施策の体系と内容		後期	前期
		施策	後期原案 細施策	後期 細々施策 (細施策の具体的内容)	前期 細々施策 (細施策の具体的内容)
第4章	第1節	地域振興拠点の整備と新しい産業の育成 にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち 地域経済の活性化と産業振興 産業・観光	○地域振興ふれあい拠点施設の整備	① 地域産業の振興や活性化、地域住民の活動・交流の促進及びにぎわいの創出を図るため、埼玉県との共同事業により地域振興ふれあい拠点施設を整備します。	● 地域産業の振興や活性化を図るとともに、地域住民の活動や交流を促進し、にぎわいの創出を図る施設として、市民の意見を聞きながら、埼玉県との共同事業により整備します。
			○新しい産業の育成	① 地域活動支援のためワーカーズコレクティブの設立を支援します。 ② 起業や第二創業(*3)に対する支援を行います。	● 地域社会の活性化のために、コミュニティビジネス(*1)を育成・支援します。 ● 起業や第二創業(*2)に対する支援を行います。
			○人材確保や人材育成の推進	① 中小企業の人材を確保するため、業務経験者や技術を有する人材の情報を収集し、提供に努めます。 ② 高度化する技術革新やICT化などに対応できる人材を育成するため、研修環境の充実を図ります。また、地域における優れた技術や技能を継承するための人材育成のしくみづくりについて研究します。	● 中小企業の人材を確保するため、業務経験者や技術を有する人材の情報を収集し、提供に努めます。 ● 高度化する技術革新やIT化などに対応できる人材を育成するため、研修環境の充実を図ります。また、地域における優れた技術や技能を継承するための人材育成のしくみづくりについて研究します。
			○産学公連携による技術開発の支援	① 企業(産)が、技術シーズ(*4)や高度な専門知識を持つ大学等(学)や公設試験研究機関等(公)と連携して、新製品開発や新分野進出等を図れる環境づくりを支援します。	● 企業(産)が、技術シーズ(*3)や高度な専門知識を持つ大学等(学)や公設試験研究機関等(公)と連携して、新製品開発や新分野進出等を図れる環境づくりを支援します。
			○川越ブランドの推奨	① 地場産業を育成するため、関係団体等と連携し新たな「川越ブランド」の確立を目指します。	● 地場産業を育成するため、関係団体等と連携し「川越ブランド」の商品化を促進します。
			○高度情報化社会・ICT社会への対応支援	① インターネット等を利用した商店街情報の提供など、販売サービス情報のネットワーク化を支援します。	● インターネット等を利用した商店街情報の提供など、販売サービス情報のネットワーク化を支援します。
			○雇用の促進	① 就労機会の拡大につながるよう、無料職業紹介を実施し職業相談体制の充実を図るとともに、ハローワークなどの関係機関と連携し、若年者、中高年齢者、障害のある人など、さまざまな求職者に対応した就業支援に努めます。 ② 市内の大学など教育機関や企業と協力し、ニーズに即した職業能力の開発や向上、再就職者への支援を図ります。	● 就労機会の拡大につながるよう、ハローワークなどの関係機関と連携し、求人情報等の提供を行うなど、若年者、中高年齢者、障害のある人など、さまざまな求職者に対応した就業支援に努めます。また、職業相談体制の充実に努めます。 ● 市内の大学など教育機関や企業と協力し、ニーズに即した職業能力の開発や向上、再就職者への支援を図ります。
			○労働条件改善の促進	① 健全な労使関係や職場環境が築けるよう、労働教育講座等を開催して労働教育の推進と労働安全衛生の普及・啓発に努めます。また、埼玉県などの関係機関と連携し、労働相談の充実に努めます。 ② 仕事と家庭の両立が図れるよう、短時間労働や再雇用制度の普及、育児・介護休業の取得の促進などの啓発に努めます。	● 健全な労使関係や職場環境が築けるよう、労働教育講座等を開催して労働教育の推進と労働安全衛生の普及・啓発に努めます。また、埼玉県などの関係機関と連携し、労働相談の充実に努めます。 ● 仕事と家庭の両立が図れるよう、短時間労働や再雇用制度の普及、育児・介護休業の取得の促進などの啓発に努めます。
			○福祉制度の普及・促進	① 勤労者が豊かに暮らすことができるよう、勤労者福利厚生施設の充実に努め、文化・教養の向上、健康の増進や余暇活動の促進を図ります。	● 勤労者が豊かに暮らすことができるよう、勤労者福利厚生施設の見直し、整備・充実に努め、文化・教養の向上、健康の増進や余暇活動の促進を図ります。

章 節	施策の体系と内容		後期	前期
	施策	後期原案 細施策	後期 細々施策 (細施策の具体的内容)	前期 細々施策 (細施策の具体的内容)
			② 財団法人川越市勤労者福祉サービスセンターの事業を支援し、勤労者の総合的な福利厚生に努めます。 ③ 中小企業退職金共済制度の普及に努めるなど、勤労者福祉及び共済制度の充実を図ります。	● 財団法人川越市勤労者福祉サービスセンターの事業を支援し、勤労者の総合的な福利厚生に努めます。 ● 中小企業退職金共済制度の普及に努めるなど、勤労者福祉及び共済制度の充実を図ります。
	農業の振興	○食料の安定供給の促進	① 安定した農業経営の確立を図るため、水田農業、畑作農業、畜産業等に対し支援します。 ② 「川越ブランド」の生産振興を図るとともに、食品産業と農業の連携強化に向けて取り組みます。	● 安定した農業経営の確立を図るため、水田農業、畑作農業等に対し支援します。 ● 農産物の川越ブランド化、加工食品分野への進出、直接販売等新しい形態の農業経営の確立を支援します。
		○担い手の育成・確保の推進	① 認定農業者を中心とする中核的な担い手の育成と支援を図ります。 ② 小規模農業者や新規就農者、法人など幅広い担い手を視野に入れた施策の展開を図ります。 ③ 農業者の連携を図るため、農業者組織の育成と支援を図ります。	● 認定農業者を中心とする中核的な担い手の育成と支援を図ります。 ● 女性農業者や高齢農業者など幅広い担い手を視野に入れた施策の展開を図ります。 ● 農業者の連携を図るため、農業者組織の育成と支援を図ります。 ● 農業者が組織する法人等新たな担い手の確保を図ります。
		○市民ニーズへの対応と流通の多様化の推進	① 市民農園等農業ふれあいセンター活動の充実を図るとともに、農業関連イベントの開催等を通じ市民と農業者の交流を促進します。 ② 安全・安心な川越産農畜産物の地産地消を図るとともに、観光産業との連携・参入により流通の多様化を支援します。	● 市民農園等農業ふれあいセンター活動の充実を図るとともに、農政モニター制度等を通して農業者と消費者との交流の促進を図ります。 ● 川越総合卸売市場への支援による流通機構の充実を図るとともに、農産物直売所の設置などによる地産地消の推進をはじめ、流通の多様化を図ります。
		○環境と共生した持続可能な農業の推進	① 落ち葉等の有機性資源(*1)を有効活用する農業を推進します。 ② 食の安全・安心を確保するため、農薬や化学肥料を削減した農法の普及を促進します。	● 平地林の落ち葉や家畜ふん尿等を有機性資源として、その活用を促進します。 ● 食の安全・安心を確保するため、農薬や化学肥料を削減した農法の普及を促進します。
		○農業基盤及び生活環境の整備	① 農業の生産性の向上を図るため、ほ場整備等基盤整備事業を推進します。 ② 生活環境の改善と農業用排水の水質保全を図るため、農業集落排水事業等を推進します。 ③ 優良農地を保全し、遊休農地の発生を防止するため、効率的な土地利用を促進します。	● 農業の生産性の向上を図るため、ほ場整備等基盤整備事業を推進します。 ● 生活環境の改善と農業用排水の水質保全を図るため、農業集落排水事業等を推進します。 ● 優良農地を保全し、遊休農地の発生を防止するため、効率的な土地利用を促進します。
	商業の振興	○商店街への支援	① 法人化など組織強化を支援します。 ② 商店街の振興、活性化、にぎわい創出、魅力創出に寄与する事業を支援します。	● 商店街の法人化など組織強化を支援します。 ● 商店街の活性化を図るため、宅配サービス事業等を支援します。 ● 魅力的な商店街を育成し、中小小売店と大型商業施設との共存共栄に努めます。

章 節	施策の体系と内容		後期	前期
	施策	後期原案 細施策	後期 細々施策 (細施策の具体的内容)	前期 細々施策 (細施策の具体的内容)
			③ 安全・安心の環境づくりを支援します。	● 安全・安心の商店街環境づくりを支援します。
		○中心市街地の活性化	① 中心市街地活性化協議会との意見調整を図り、多様な参画のもと中心市街地活性化基本計画に基づく商業の振興と活性化事業を推進します。 ② 産業観光館(鏡山酒造跡地)の効果的な管理・運営を推進するとともに、旧川越織物市場や旧鶴川座等、歴史的・文化的価値がありながら活用されていない建物の活用の方向性を検討するなど、まちの回遊性を高め市街地の活性化に努めます。	● TMOとの連携を密にし、専門家育成事業や中心市街地イメージアップ事業等の支援に努めます。 ● 鏡山酒造跡地や旧織物市場等を活用し、まちの回遊性を高め、市街地の活性化に努めます。
		○周辺商業地の形成	① 霞ヶ関、新河岸、南大塚及び南古谷の各駅周辺地域などについては、地域住民に密着した商業地の形成に努めます。 ② 国道等の沿道については、交通利便性の高い立地特性を生かし、駐車場を備えた秩序ある商業地の形成に努めます。	● 霞ヶ関、新河岸、南大塚及び南古谷の各駅周辺地域などについては、地域住民に密着した商業地の形成に努めます。 ● 国道等の沿道については、交通利便性の高い立地特性を生かし、駐車場を備えた郊外型の秩序ある商業地の形成に努めます。
		○健全な商業の発展と商業団体等への支援・融資制度の充実	① 商業の振興を図るため、各種商業団体と連携するとともに、これらの団体を支援します。 ② 中小企業者の経営安定等を図るため、従来の融資制度を充実するとともに、新たな融資制度についても検討します。 ③ 卸売団地の整備など、卸売及び流通機能の強化策を支援します。	● 商業の振興を図るため、各種商業団体と連携するとともに、これらの団体を支援します。 ● 中小企業者の経営安定等を図るため、従来の融資制度を充実するとともに、新たな融資制度についても検討します。 ● 卸売団地の整備など、卸売及び流通機能の強化策を支援します。
	工業の振興	○工業団地の拡張及び整備	① 本市への進出企業や既存事業所の事業所拡大の受皿として、工業用地の確保を図ります。 ② 企業誘致のための優遇助成制度の創設などを検討します。	● 本市への進出企業や既存事業所の拡大の受皿として、工業団地の拡張及び整備を進めます。 ● 企業誘致のための優遇助成制度の創設などを検討します。
		○企業支援	① 経営診断等の経営基盤整備を支援します。 ② 中小企業者の経営安定等を図るため、従来の融資制度を充実するとともに、新たな融資制度についても検討します。 ③ 工場の立地情報など産業情報の発信を行います。	● セールスステップ(営業のみを専門とする人)の活用など、営業活動の支援を検討します。 ● 経営診断等による経営基盤整備を支援します。 ● 中小企業者の経営安定等を図るため、従来の融資制度を充実するとともに、新たな融資制度についても検討します。 ● 工場の立地情報など産業情報の発信を行います。
		○工業団体等への支援	① 工業の振興を図るために、工業団体等の関係団体と連携するとともに、これらの団体を支援します。	● 工業の振興を図るために、工業団体等の関係団体と連携するとともに、これらの団体を支援します。
		○広域的産学公ネットワークの推進	① 首都圏西部地域に集積する「自動車」「電気・電子」「精密機械」関連産業、各種教育機関・研究施設等および行政・支援機関の連携を図ります。	

章 節	施策の体系と内容		後期	前期
	施策	後期原案 細施策	後期 細々施策 (細施策の具体的内容)	前期 細々施策 (細施策の具体的内容)
第2節 観光による地域振興	新たな観光事業の推進	○観光事業の企画・推進	① 農業、商工業との連携を深め、産業観光の更なる振興を関係機関と企画・推進します。	● 蔵、工場、伝統工芸の作業所、農業などのさまざまな生産現場を観光の対象としてとらえ直し、見学・体験することにより、楽しみながら産業の理解を深める観光として、産業観光を関係機関と調整しながら企画し、推進します。(第4章第1節施策4「商業の振興」参照)
			② 新河岸川を活用した観光舟運事業の推進、伊佐沼など水辺空間を活用した回遊ルートを開発を図ります。	● 新河岸川を活用した観光舟運事業の推進、伊佐沼の有効活用など地域性を生かした回遊ルートを開発を図ります。
			③ 地域の特性を生かした新たな観光資源を発掘・活用することにより、観光エリアの拡大を図り、リピーターの確保、滞在型観光の増進を視野に入れた事業を推進します。	● 新たな観光資源を発掘し、これを活用することにより観光エリアの拡大を図り、滞在型観光も視野に入れた事業を推進します。
			④ 川越まつりなど既存の観光事業の内容を充実するとともに、郷土芸能の伝承と保存に取り組んでいきます。	● 川越まつりなど既存の観光事業を強化し、郷土芸能の伝承と保存を支援します。
				● 「川越ナンバー」の導入を活用して観光都市川越を全国にPRするとともに、関係市町と連携し、観光事業の推進に努めます。
		○ICTによる観光情報の提供	① 「小江戸川越」のPRを広範囲で行なうため、ICTの活用を積極的に進めるとともに、内容の充実、定期的な情報発信を促進します。	● 「小江戸川越」のPRを広範囲に行うため、従来のメディアに加え、ITの活用を積極的に進めます。
		○外国人観光客の誘致	① 外国人観光客へ向けた観光情報の提供・PRに加え、旅行エージェント等関係機関と協力し、外国人観光客の誘客を促進します。	● 外国語パンフレットの充実、観光情報の提供などのPRに加え、旅行エージェント等関係機関に対しても積極的に働きかけ、外国人観光客のより一層の誘客を図ります。
	観光環境の整備	○郊外型駐車場の整備	① 中心市街地の交通渋滞緩和及び観光客の利便性と安全を確保するため、交通環境の改善に向け、関係機関と協議するとともに、郊外型駐車場の整備を推進します。(第3章第2節施策2「交通円滑化方策の推進」参照)	● 中心市街地の交通渋滞緩和及び観光客の利便性と安全を確保するため、郊外型駐車場の整備を推進します。(第3章第2節施策2「交通円滑化方策の推進」参照)
			② 郊外型駐車場と観光スポットを結ぶため、パークアンドバスライドやパークアンドレンタサイクルなどの方策を関係各課と調整していきます。	● 郊外型駐車場と観光スポットを結ぶため、パークアンドバスライドやパークアンドレンタサイクルなどの方策を関係各課と調整していきます。
		○歴史的建築物の整備・活用	① まちの駅(*4)の機能をふまえ、観光客の利便性の向上と市民交流の場として、旧笠間家住宅、旧川越織物市場、旧鶴川座等の歴史的価値がある建築物の活用を関係機関と調整を図りながら検討・推進していきます。	● 観光客の利便性の向上を図るため、まちの駅(*2)の設置を関係機関と検討します。
○観光施設の整備		① 観光サイン、ポケットパーク(休憩エリア)、公衆トイレなどの整備と維持管理について、関係機関と調整を図り向上させていきます。	● 観光サイン、ポケットパーク、公衆トイレなどの整備と維持管理の向上を図ります。	
		② 観光案内サービスの充実を図るため、観光案内所の整備を推進するとともに、多様な観光案内サービスを検討します。	● 観光案内サービスの充実を図るため、本川越駅などに観光案内所設置を検討します。	
	○広域観光の推進	① 川越市を含む7市町で構成された「埼玉県川越都市圏まちづくり協議会」での広域観光を更に推進します。また、新たなネットワーク化を積極的に推進します。(共通第3節施策1「広域行政の推進」参照)	● 川越市を含む7市町で構成された「埼玉県川越都市圏まちづくり協議会」での広域観光を更に推進します。また、新たなエリアとネットワーク化についても検討していきます。(共通第3節施策1「広域行政の推進」参照)	
	○ホスピタリティの向上	① ホスピタリティの向上を図るため、小江戸川越検定事業の継続をはじめ、関係機関と協力してホスピタリティの啓発事業に努めていきます。	● ホスピタリティの向上と啓発のため、観光塾の創設を関係機関と検討します。	

章	節	施策の体系と内容		後期	前期
		施策	後期原案 細施策	後期 細々施策 (細施策の具体的内容)	前期 細々施策 (細施策の具体的内容)
第5章	第1節	計画的な環境事業の推進	○環境基本計画の推進	① 「第二次川越市環境基本計画」に基づき、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、本市を取り巻く環境の変化や計画の進捗状況に応じて、必要な場合は適宜見直しを図ります。	● 「川越市環境基本計画」に基づき、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、本市を取り巻く環境の変化や計画の進捗状況に応じて、必要な場合は適宜見直しを図ります。
			○地球温暖化対策実行計画の推進	① 市域から排出される温室効果ガス(*3)を削減するため、「川越市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、本市の自然的・社会的条件に応じた施策を推進します。	● 公共施設が排出する温室効果ガス(*2)を率先して削減し、市域全体の取組へ広げていきます。
			○一般廃棄物処理基本計画の推進	② 「川越市環境にやさしい率先実行計画」に基づき、公共施設から排出される温室効果ガスを率先して削減します。	
			○一般廃棄物処理基本計画の推進	① 「川越市一般廃棄物処理基本計画」に基づく施策を計画的に推進します。また、計画の進行管理を行い、必要な場合は適宜見直しを図ります。	● 「川越市一般廃棄物処理基本計画」に基づく施策を計画的に推進します。また、計画の進行管理を行い、必要な場合は適宜見直しを図ります。
			○緑の基本計画の推進	① 本市の緑をよりよいものにするため「川越市緑の基本計画」に基づく施策を計画的に推進します。	● 本市の緑をよりよいものとするため「川越市緑の基本計画」に基づく施策を計画的に推進します。
			○環境マネジメントシステムの推進	① ISO14001の認証を取得した川越市環境マネジメントシステムにより、市が環境に与える各種要因を施策・事業も含め継続的に改善します。	● ISO14001の認証を取得した川越市環境マネジメントシステムにより、市が環境に与える各種要因を施策・事業も含め継続的に改善します。
			○新たな計画等の検討	① 新たな環境問題の発生や社会状況等の変化に応じて、必要な計画の策定や条例等の制定を検討します。	● 新たな環境問題の発生や社会状況等の変化に応じて、必要な計画の策定や条例等の制定を検討します。
	環境活動参加のため のしくみづくり	○パートナーシップの形成	① かわごえ環境ネットが、パートナーシップ組織としての特徴を生かして実施する協働事業や市外のネットワーク組織と連携した広域における環境保全活動を推進できるよう支援します。	● かわごえ環境ネットが、パートナーシップ組織としての特徴を生かして実施する協働事業や市外のネットワーク組織と連携し広域における環境保全活動を推進できるよう支援します。	
			② 市民団体等との協働により、地域の特性に応じた環境保全活動を推進します。	● 市民団体等との協働により、地域の特性に応じた環境保全活動を推進します。	
		○環境学習の推進	① だれにでも分かりやすい環境に関する情報提供の充実を図ります。	● 環境について学び、行動する市民の拠点となる環境学習施設の設置を検討します。	
○市民・事業者の取組の支援	② 環境に対する市民意識の向上を図るため、大人から子どもまで参加できる環境学習事業の充実を図ります。	① エコチャレンジファミリー認定事業やエコストア・エコオフィス認定制度など、市民や事業者の自主的な取組を促進する制度を推進するとともに、新たな制度の創設を検討します。	● だれにでも分かりやすい環境に関する情報提供の充実を図ります。		
		② 環境に対する市民意識の向上を図るため、大人から子どもまで参加できる体験型環境学習を充実します。	● 環境に対する市民意識の向上を図るため、大人から子どもまで参加できる体験型環境学習を充実します。		
			① エコチャレンジファミリー認定事業やエコストア・エコオフィス認定制度など、市民や事業者の自主的な取組を促進する制度を推進するとともに、新たな制度の創設を検討します。(第5章第2節施策1「地球温暖化対策の推進」、同施策2「ごみの減量・資源化」等参照)		

章 節	施策の体系と内容		後期	前期
	施策	後期原案 細施策	後期 細々施策 (細施策の具体的内容)	前期 細々施策 (細施策の具体的内容)
第2節 循環型社会の構築	地球温暖化対策の推進	○省エネルギーの推進	② 市民や事業者の自主的な取組を支援するため、各種補助事業等を推進します。	● 市民や事業者の自主的な取組を支援するため、各種補助事業等を推進します。(第5章第2節施策1「地球温暖化対策の推進」、第5章第3節施策1「自然環境の保全」等参照)
			① 公共施設における省エネ活動を推進するとともに、市民への意識啓発を図ります。	● 公共施設における省エネ活動を推進するとともに、市民への意識啓発を図ります。
			② 事業者に対し、環境に配慮しつつ企業の持続的な発展を目指す環境経営を促進します。	● 事業者に対し、経営の重要な要素として環境保全に取り組む環境経営を促進します。
		○新エネルギーの導入促進	③ 省エネ型機器・住宅を普及させるための啓発事業や公共施設におけるESCO事業(*2)等により、省エネルギーを推進します。	● 省エネ型機器・住宅を普及させるための啓発事業や公共施設におけるESCO事業(*2)等により、省エネルギーを推進します。
			① 身近な自然エネルギーであり、省エネ意識の向上にもつながる太陽光発電システムを市域全体で推進します。	● 身近な自然エネルギーであり、省エネ意識の向上にもつながる太陽光発電システムを市域全体で推進します。
			② 太陽光発電システム以外の新エネルギーについても、本市の特性に応じて普及を促進します。	● 燃料電池(*3)等新エネルギーの普及を促進します。
	○その他地球温暖化対策の推進	○減量化の推進	① ごみの減量・資源化の推進等により、焼却による二酸化炭素の排出を削減します。	● ごみの減量・資源化の推進等により、焼却による二酸化炭素の排出を削減します。(第5章第2節施策2「ごみの減量・資源化」参照)
			② 渋滞緩和対策や低燃費車の導入等により、自動車からの二酸化炭素の排出を削減します。	● 渋滞緩和対策や低燃費車の導入等により、自動車からの二酸化炭素の排出を削減します。(第3章第2節施策2「交通円滑化方策の推進」参照)
			③ 二酸化炭素の吸収をはじめ、多様な緑の機能を活かすため、緑の保全や創出に努めます。	● 二酸化炭素の吸収源対策として緑の保全や創出に努めます。(第5章第3節施策1「自然環境の保全」参照)
			④ 国、埼玉県、他市区町村等と連携を図りながら地球温暖化対策を推進します。	● 国、埼玉県と連携を図りながら地球温暖化対策を推進します。
ごみの減量化、資源化	○資源化の推進	① びんやかんなどの資源ごみの分別排出の徹底を図ります。		
		② 草木類等の資源化を推進します。	● 施設の処理能力や経費を考慮し、分別収集の拡充、中間処理施設(*3)における資源化を更に推進します。	
	○市民・事業者への啓発	① 出前講座やイベントなどの情報発信を行い、市民への啓発事業を推進します。	● 出前講座やイベントなどの情報発信を行い、市民への啓発事業を推進します。	
		② エコスタア・エコオフィス認定制度の推進により、事業者のごみの減量・資源化の取組を促進します。	● エコスタア・エコオフィス認定制度の推進により、事業者のごみの減量化・資源化の取組を促進します。	

章 節	施策の体系と内容		後期	前期	
	施策	後期原案 細施策	後期 細々施策 (細施策の具体的内容)	前期 細々施策 (細施策の具体的内容)	
	廃棄物の適正処理	○一般廃棄物(ごみ)の適正処理	① ごみの収集については、より効率的な運営を検討します。	● ごみの収集については、より効率的な運営を検討します。	
			② 中間処理施設の安全で効率的な維持管理を行います。また、老朽化が進む東清掃センターの延命化対策と、廃止した西清掃センターの解体及び解体後の跡地利用について検討します。	● 循環型社会に配慮した新清掃センターを建設します。また、既存の中間処理施設においては、安全で効率的な維持管理に努めます。	
			③ 最終処分場の適正な維持管理を行います。更に、今後老朽化が進む、排水処理設備の更新について検討します。	● 最終処分場の適正な維持管理を行います。更に、今後の最終処分方法を含めた更新と埋立て終了後の跡地利用について検討します。	
			④ ごみ収集運搬等にかかる許可業者の指導を徹底し、適正処理を図ります。	● ごみ収集運搬等にかかる許可業者の指導を徹底し、適正処理を図ります。	
		○一般廃棄物(し尿)の適正処理	① 既存施設の適正管理を実施します。また、老朽化する既存施設に対して、し尿処理世帯の減少に伴う適正規模の施設更新を推進します。	● 既存施設の適正管理を実施します。また、老朽化する既存施設に対して、し尿処理世帯の減少に伴う適正規模の施設更新を検討します。	
		○産業廃棄物の適正処理	① 排出事業者や処理業者への立入検査を実施するなど、監視・指導の強化を図ります。 ② 排出事業者や処理業者に対して、産業廃棄物の減量・資源化の普及・啓発に努めます。PCB廃棄物(*1)、使用済み自動車、建設残土等の適正処理及びリサイクルの推進に向けた指導に努めます。	● 排出事業者や処理業者への立入検査を実施するなど、監視・指導の強化を図ります。 ● 排出事業者や処理業者に対して、産業廃棄物の減量・資源化の普及・啓発に努めます。PCB廃棄物、使用済み自動車、建設残土等の適正処理及びリサイクルの推進に向けた指導に努めます。	
	○不法投棄対策の徹底	① 不法投棄防止対策については、地域住民と一体となった監視体制を確立するとともに、監視カメラ等を積極的に活用します。	● 不法投棄防止対策については、地域住民と一体となった監視体制を確立するとともに、監視カメラ等を積極的に活用します。		
		② ポイ捨てや不法投棄の禁止について啓発を行うとともに、自主的な地域清掃活動への支援を実施します。	● ポイ捨てや不法投棄の禁止について啓発を行うとともに、自主的な地域清掃活動への支援を実施します。		
	第3節 環境保全対策の推進	自然環境の保全	○緑樹林地の保全と活用	① 樹木や樹林地を「保存樹木・保存樹林」や「市民の森」として指定するとともに、法律による区域指定を行う等により、樹林地の保全の強化を図ります。	● 貴重な緑地を守るため、樹木や樹林地を保存樹木・樹林、市民の森へと指定を推進するとともに、特別緑地保全地区を新たに指定する等、樹林地の保全を行います。
				② 市民の緑に対する理解を深めるとともに、市民に憩いの場を提供するため、樹林地を活用した施策を進めます。	● 市民の緑や野生生物に対する理解を深めるため、樹林地を活用した施策を進めます。
③ 武蔵野の面影を残す雑木林等を、公園化により保全します。(第3章第3節施策4「水辺と森林の整備」参照)				● 武蔵野の面影を残す雑木林等を、公園化により保全します。(第3章第3節施策4「水辺と森林の整備」参照)	
○緑の創出		① 良好な都市環境を確保するため、公共施設や道路等の緑化を推進します。	● 良好な都市環境を確保するため、公共施設や道路等の緑化を推進します。		
	② 潤いのある身近な緑を増やすため、事業所や一般家庭の緑化を推進します。	● 潤いのある身近な緑を増やすため、事業所や一般家庭の緑化を推進します。			
	③ 市民花壇の設置などにより、市民・市民団体と協力して緑化を推進します。	● 市民花壇の設置、緑のパートナー事業など市民・市民団体と協力し緑化を推進します。			
○水辺環境・農地の保全	① 入間川を代表とする河川や伊佐沼等は、良好な水辺環境を形成していることから、計画的な保全整備を実施します。(第3章第3節施策4「水辺と森林の整備」参照)	● 入間川を代表とする河川や伊佐沼等は、良好な水辺環境を形成していることから、計画的な保全整備を実施します。(第3章第3節施策4「水辺と森林の整備」参照)			

章	節	施策の体系と内容		後期	前期
		施策	後期原案 細施策	後期 細々施策 (細施策の具体的内容)	前期 細々施策 (細施策の具体的内容)
				② 水辺を活用した啓発事業を実施し、市民の水辺環境への理解を深めます。 ③ 農地は、生態系維持機能や景観形成機能等の多面的機能を有していることから、農業の振興を図り、農地を保全します。(第4章第1節施策3「農業の振興」参照)	● 水辺を活用した啓発事業を実施し、市民の水辺環境への理解を深めます。 ● 市民団体等の協力を得て、動植物等の調査、外来種の対策等を実施し、生態系の保全を推進します。
			○身近な野生生物の保全	① 身近な野生生物の保全を図るために、動植物等の調査を行うとともに、鳥獣の保護及び特定外来生物(*2)の防除を推進します。 ② 身近な野生生物に対する理解を深めるために、講座を開催するなど、啓発活動を推進します。	
	生活環境の保全	○水・土壌環境の保全		① 河川等の汚染状況を引き続き監視し、発生源への指導を継続的に行い、生活排水対策を実施します。 ② 土壌汚染による健康被害が発生しないよう、的確な対策を図ります。	● 河川等の汚染状況を引き続き監視し、発生源への指導を継続的に行い、生活排水対策を実施します。 ● 土壌汚染による健康被害が発生しないよう、的確な対策を図ります。
			③ 雨水の有効利用及び地下浸透対策を推進します。(第3章第3節施策1「治水事業の推進」参照)	● 雨水の有効利用及び地下浸透対策を推進します。(第3章第3節施策1「治水事業の推進」参照)	
			○大気環境の保全	① 大気汚染状況を引き続き監視し、発生源への指導を継続的に行います。 ② アイドリング・ストップの実施を促すとともに、大気汚染のさらなる改善のため啓発を行います。	● 大気汚染状況を引き続き監視し、発生源への指導を継続的に行います。 ● アイドリング・ストップ運動や低公害車の普及啓発を推進します。
			○騒音・振動・悪臭対策	① 騒音・振動・悪臭に関する対策を行い身近な生活環境の保全を図るとともに、市内主要道路の自動車騒音の監視を行います。	● 騒音・振動・悪臭に関する対策を行い身近な生活環境の保全を図るとともに、市内主要道路の自動車騒音の監視を行います。
			○化学物質対策	① 大気等のダイオキシン類の汚染状況を引き続き監視し、ダイオキシン類発生施設への指導を継続的に行います。	● 環境中のダイオキシン類の汚染状況を引き続き監視し、ダイオキシン類発生施設への指導を継続的に行います。
				② 特定化学物質(*2)の排出状況の把握を行い、これからの化学物質対策に的確に対応します。	● 特定化学物質(*2)の排出状況の把握を行い、これからの化学物質対策に的確に対応します。
			○監視体制の充実	① 新たな環境汚染物質も含め市内の汚染状況を監視します。	● 新たな環境汚染物質も含め市内の汚染状況を監視します。
				● 公害測定機器類の充実に努めます。	



章	節	施策の体系と内容		後期	前期
		施策	後期原案 細施策	後期 後期 細々施策 (細施策の具体的内容)	前期 前期 細々施策 (細施策の具体的内容)
第6章	第1節	地域コミュニティ活動の推進	○コミュニティ意識の形成	① 自主防犯など地域が必要とする活動の推進、自治会活動の情報共有化の推進を通じて、コミュニティ意識を形成するとともに自治会活動の活性化を図ります。また、自治会連合会に協力し、地域住民の自治会への加入促進を図ります。	● 自主防災、自主防犯といった地域の力を必要とする活動の推進を通じて、コミュニティ意識を形成します。また、自治会の設立を支援し、自治会活動を活性化することで自治会への加入を促進します。
				② 川越市掲示板やインターネットなどを活用してコミュニティ情報を提供します。	● 川越市掲示板やインターネットなどを活用してコミュニティ情報を提供します。
			○コミュニティ活動の促進	① 自治会連合会と連携し、防災、防犯、環境美化、交通安全等の自主的な活動を支援し、自治会のコミュニティ活動を促進します。	● 自治会連合会と連携し、防災、防犯、環境美化、交通安全等の自主的な活動を支援し、自治会のコミュニティ活動を促進します。
				② NPO等の市民活動団体や企業とのパートナーシップを築きあげ、自治会のコミュニティ活動を支援します。	● NPO等の市民活動団体や企業とのパートナーシップを築きあげ、コミュニティ活動を促進します。
				③ 市民との協働により、それぞれの地域の特徴を活かす、新たな地域づくりのしくみについて検討します。	
			○コミュニティ施設の充実	① 自治会集会施設の建設、修繕等の整備を支援します。	● 自治会集会施設の建設、修繕等の整備を支援します。
		② 市民が利用しやすい出張所とするため、機能等の見直しを行います。		● 東部及び大東地域に地域ふれあいセンターの建設を推進します。	
		平和で思いやりのある地域社会づくり	○人権施策の推進	① 人権施策を推進するための基本計画を策定します。	● 人権施策を推進するための基本計画等を策定します。
				② 市民、企業等を対象とした人権啓発活動の充実を図ります。	● 市民、企業等を対象とした人権啓発活動の充実を図ります。
				③ 同和問題をさまざまな人権問題の一つとして位置付け、人権施策を推進します。	● 同和問題をさまざまな人権問題の一つとして位置付け、人権施策を推進します。
		○人権教育の充実	① 人権教育の指導者の養成等、社会教育機関等における人権教育の推進に努めるとともに、資料の充実と活用を図り、人権意識の高揚と差別意識の解消に努めます。	● 人権教育の指導者の養成等、社会教育機関等における人権教育の推進に努めるとともに、資料の充実と活用を図り、人権意識の高揚と差別意識の解消に努めます。	
				② 教育活動全体を通して人権を尊重する教育の充実に努めるとともに、同和教育を人権教育の中に位置付け、組織的・計画的に推進します。	● 教育活動全体を通して人権を尊重する教育の充実に努めるとともに、同和教育を人権教育の中に位置付け、組織的・計画的に推進します。
③ 自治会等と連携した教育活動を推進し、地域内の交流を深めるとともに、学習の場としての集会所事業(*1)を推進します。	● 自治会等と連携した教育活動を推進し、地域内の交流を深めるとともに、学習の場としての集会所事業(*1)を推進します。				
○平和意識の高揚	① 平和都市宣言の趣旨に基づき、市民参加による各種の平和施策の充実を図ります。	● 平和都市宣言の趣旨に基づき、市民参加による各種の平和施策の充実を図ります。			
		② 学校教育において、世界の平和と発展に貢献する教育の充実を図ります。	● 学校教育において、世界の平和と発展に貢献する教育の充実を図ります。		

章 節	施策の体系と内容		後期	前期
	施策	後期原案 細施策	後期 細々施策 (細施策の具体的内容)	前期 細々施策 (細施策の具体的内容)
男女共同参画社会の実現		○市民相談の充実	① 複雑で多様化する相談内容に対応するため、各種相談の充実を図ります。 ② 市民が相談しやすい環境や施設の整備に努めます。	● 複雑で多様化する相談内容に対応するため、各種相談業務の充実を図ります。 ● 市民が相談しやすい環境や施設の整備に努めます。
		○人権の尊重と男女共同参画への意識づくり	② 男女共同参画に関する理解を深めるため、啓発活動や教育の充実を図り、男女が個性と能力を発揮できる社会の実現を目指します。 ① ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどを防止するため、関係機関との連携を図るとともに、啓発活動や相談体制の充実に努めます。	● 男女が互いの性を理解し、人権を尊重するための意識啓発に努めます。 ● 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、相談体制の充実に努めます。
		○あらゆる分野への男女共同参画の促進	① 政策や方針の決定過程における女性の参画促進と人材育成に努めます。 ② 男女共同参画に関する国際的な動きを理解するとともに、国際交流や国際協力に努めます。	● 政策や方針の決定過程における女性の参画促進と、人材育成に努めます。 ● 男女共同参画に関する国際的な動きを理解するとともに、国際交流及び国際協力に努めます。 ● 防災、防犯、まちづくりなど、新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の促進に努めます。
		○多様な生き方が選択できる環境づくり	① 仕事と子育てや地域活動など仕事以外の活動を組み合わせ、バランスのとれた働き方を選択できるように支援します。 ② 男女が互いの性を理解し、尊重するための教育の充実に努めるとともに、男女のそれぞれの世代に応じた健康づくりを支援します。	● 子育てや介護など、家庭における男女共同参画の促進に努めます。 ● 男女がともに地域活動に参画することにより、地域における男女共同参画を促進します。 ● 女性も男性も働きやすい職場環境づくりを促進するとともに、女性の就業に関するチャレンジ支援により、働く場における男女共同参画の促進に努めます。 ● 健康をおびやかす問題についての啓発を図り、生涯を通じた男女の健康を支援します。
		○男女共同参画を推進するための施設の整備	① 女性会館のあり方を見直し、地域振興ふれあい拠点施設内に男女共同参画を推進するための施設の整備に努めます。	● 男女共同参画審議会及び庁内推進体制の機能充実に努めるとともに、男女共同参画を推進するための施設の整備・充実に努めます。 ● 男女共同参画基本計画の進行管理を実施するとともに、男女共同参画に関する施策の調査、研究、情報提供に努めます。
	青少年健全育成の推進	○青少年の社会参加の推進	① 青少年の社会参加を推進するため、社会奉仕活動等への参加の支援や青少年団体の育成・支援に努めます。	● 学生・ボランティアバンク制度を設け、青少年の社会奉仕活動を支援し、研修等の充実により、青少年ボランティアの養成に努めます。
		○協力体制の拡充	① 青少年を犯罪被害から守るため、子ども110番の家等の拡充に努めます。 ② 少年補導員と地域住民が協力して街頭補導活動等を実施し、青少年の非行防止活動を推進します。 ③ 青少年を育てる市民会議等の関係機関と連携し、地域活動の活性化を図ります。	● 青少年を犯罪被害から守るため、子ども110番の家等の拡充に努めます。 ● 少年補導員と地域住民が協力して街頭補導活動等を実施し、青少年の非行防止活動を推進します。 ● 青少年を育てる市民会議等の関係機関と連携し、地域活動の活性化を図ります。

章	節	施策の体系と内容		後期	前期	
		施策	後期原案 細施策	後期 細々施策 (細施策の具体的内容)	前期 細々施策 (細施策の具体的内容)	
安全で 安心な 暮らしの 確保			○青少年施設の整備・充実	① 児童館、児童遊園の整備・充実に努めます。 ② 体験学習のできる場所の提供や青少年の居場所づくりに努めます。	● 児童館、児童遊園の整備・充実に努めます。 ● 体験学習のできる場所の提供や青少年の居場所づくりに努めます。	
			○青少年の人権擁護の推進	① 少年相談の充実を図るため、インターネットを活用し、身近な相談相手となるような環境整備に努めます。 ② 「児童の権利に関する条約」に基づき、青少年の基本的人権を尊重し、権利を擁護するよう啓発活動を推進します。	● 少年相談の充実を図るため、インターネットを活用し、身近な相談相手となるような環境整備に努めます。 ● 「児童の権利に関する条約」に基づき、青少年の基本的人権を尊重し、権利を擁護するよう啓発活動を推進します。	
	第2節 防災体制の整備	防災体制の整備	○地域防災計画の推進	① 「川越市地域防災計画」を定期的に見直し、計画内容の充実を図るとともに、本計画に基づく各種災害対策の適切な実施を推進します。	● 「川越市地域防災計画」の定期的な見直しを実施し、災害時の緊急マニュアルを策定します。	
				② 地域の防災活動を効果的に行う自主防災組織の結成を促進し、その活動を支援します。	● 地域の防災活動を効果的に行う自主防災組織の結成を促進し、その活動を支援します。	
				③ 職員の派遣や救助物資の調達等の救援体制を充実するため、災害時における各種の協定の締結を推進します。	● 職員の派遣や救助物資の調達等の救済体制を充実するため、災害時における各種の協定の締結を推進します。	
					● 防災広場の適正な配置を推進します。	
				○災害応急対策の充実	① 災害時に、よりきめ細かい情報の収集・伝達を実施するため、防災行政無線の高度化(デジタル化)を推進するとともに、その運用の充実を図ります。	● 災害時に災害情報の収集・伝達を実施するために、防災行政無線の管理とその運用の充実を図ります。
				② 高齢者、乳幼児、障害のある人、外国籍市民等の災害時要援護者の安全を確保するため、災害情報の伝達方法や避難誘導體制の充実を図ります。	● 高齢者、乳幼児、障害のある人、外国籍市民等の災害時要援護者の安全を確保するため、災害情報の伝達方法や避難・誘導體制の充実を図ります。	
				③ 災害時における飲料水の確保のため、災害用給水井戸や耐震性貯水槽の整備・充実に努めます。	● 災害時における飲料水の確保のため、災害用給水井戸の整備・充実に努めます。	
				④ 食糧、生活必需品、応急対策用資機材を備蓄する災害備蓄庫の計画的な整備・充実と災害備蓄品の質、量の充実に努めます。	● 食糧、生活必需品、応急対策用資機材を備蓄する災害備蓄庫の計画的な整備・充実と災害備蓄品の質、量の充実に努めます。 ● 出張所単位の地域防災拠点設置について検討します。	
⑤ 住民参加による水防演習を実施するとともに、水防団員に対する水防演習会を充実させ、水防団員の技術の向上を図ります。	● 住民参加による水防演習を実施するとともに、水防団員に対する水防演習会を充実させ、水防団員の技術の向上を図ります。					
⑥ 水防倉庫の整備を図るとともに水防資機材の充実に努めます。	● 水防倉庫の整備を図るとともに水防資機材の充実に努めます。 ● 家庭菜園等を利用した防災化事業を推進します。					

章 節	施策の体系と内容		後期	前期	
	施策	後期原案 細施策	後期 細々施策 (細施策の具体的内容)	前期 細々施策 (細施策の具体的内容)	
	○防災意識の普及・高揚		① 防災実務の習熟と実践的能力の養成、防災関係機関と市民の連携による防災体制の強化を目的とした各地域で行われている防災訓練の充実を図ります。	● 防災実務の習熟と実践的能力の養成、防災関係機関と市民の連携による防災体制の強化を目的とした各地域で行われている防災訓練の充実を図ります。	
			② 防災ポスターコンクールや総合防災訓練等を行い、市民の防災意識の高揚を図ります。	● 防災ポスターコンクールや総合防災訓練等を行い市民の防災意識の高揚を図ります。	
			③ 防災活動拠点機能や防災教育機能等を備えた総合防災センターの整備について検討します。	● 防災活動拠点機能や防災教育機能等を備えた総合防災センターの整備について検討します。	
		○危機管理体制の強化・充実		① 国民保護法制に対応した情報の伝達、市民の避難誘導、武力攻撃災害に対する応急措置が迅速に実施できるよう「川越市国民保護計画」に基づく活動体制の強化・充実を図ります。	● 国民保護法制、「土砂災害防止法」等に対応するために情報の伝達、避難誘導、武力攻撃災害に関する応急措置等の活動体制の確立を図ります。
				② 市民の安全と安心を脅かす人為的な事件や事故を未然に防止し、発生した場合でも被害を最小限に抑制できる組織的対応がとれるよう「川越市危機管理指針」に基づく危機管理体制の強化・充実を図ります。	● テロ事件や大規模災害等に対する危機管理体制の整備・充実を図ります。
	消防・救急体制の整備	○初動消防力の強化		① 計画的な消防車両・消防資器材の整備及び耐震性防火水そうの増設を図ります。	● 計画的な消防車両・消防資器材の整備及び耐震性防火水そうの増設を図ります。
				② 消防団の消防車両・資器材等を整備するとともに、組織の強化及び団員の確保に努めます。	● 消防団の消防車両及び資器材等を整備するとともに、組織の強化及び団員の確保に努めます。
				③ 大規模地震等の広域災害に対応するため、関係機関との連携を強化します。	● 大規模地震等の広域災害に対応するため、関係機関との連携を強化します。
	○救急業務体制の整備			① 応急手当普及員の育成や救命講習の実施など市民への普及・啓発事業を推進します。	● 応急手当普及員の育成や救命講習の実施など市民への普及・啓発事業を推進します。
				② 救急訓練資器材の整備や研修を充実させ、救急隊員の資質の向上を図るとともに、救急救命士の養成、増員を推進します。	● 救急訓練資器材の整備や研修を充実させ、救急隊員の資質の向上を図るとともに、救急救命士の養成、増員を推進します。
				③ 各医療機関との連携の強化、民間による患者等搬送事業の指導・育成を図ります。	● 各医療機関との連携の強化、民間による患者等搬送事業の指導・育成を図ります。
○火災予防対策の推進			① 防火に関する講習会を開催するなど住宅火災予防の推進により、市民の防火意識の高揚を図ります。	● 防火に関する講習会を開催するなど住宅火災予防の推進により、市民の防火意識の高揚を図ります。	
			② 事業所における自主防火管理対策を支援するとともに、査察執行体制、危険物安全対策を推進します。	● 事業所における自主防火管理対策を支援するとともに、査察執行体制、危険物安全対策を推進します。	
○庁舎建設等施設の充実			① 新たに訓練施設等を備えた消防局庁舎の整備、消防署・分署庁舎の改修や新設整備などについて、検討し推進します。	● 新たに訓練施設等を備えた消防局庁舎の整備、消防署・分署庁舎の改修や新設整備などについて、検討し推進します。	
			② 消防・救急無線のデジタル化への移行に伴う整備を実施します。	● 消防通信指令施設を高機能通信指令施設に更新整備し、消防・救急無線のデジタル化を実施します。	
			③ 消防団車庫建設事業を推進します。	● 消防団車庫建設事業を推進します。	

章 節	施策の体系と内容		後期	前期	
	施策	後期原案 細施策	後期 細々施策 (細施策の具体的内容)	前期 細々施策 (細施策の具体的内容)	
	防犯対策の推進	○防犯推進体制の整備	① 防犯のまちづくりをソフト、ハードの両面から総合的にかつ効果的に推進するため、関係部署による防犯推進庁内会議を中心に、行政における防犯推進体制の充実を図ります。	● 防犯のまちづくりをソフト、ハードの両面から総合的かつ効果的に推進するため、関係部署による防犯推進庁内会議を中心に、行政における防犯推進体制の充実を図ります。	
			② 自治会等の各種団体を中心に、「地域の安全は地域で守る」という認識に立ち、無理なく、無駄なく活動ができるよう、地域における防犯推進体制の整備を促進します。	● 自治会等の各種団体を中心に、「地域の安全は地域で守る」という認識に立ち、無理なく、無駄なく活動ができるよう、地域における防犯推進体制の整備を促進します。	
			③ 埼玉県、埼玉県警察、川越警察署等の関係機関や川越防犯協会、川越市暴力排除推進協議会、川越市犯罪被害者支援推進協議会等の関係団体との連携を強化します。また、治安の維持や地域の安全対策の中心となる警察活動については、その機能の充実強化を要請するとともに、旧交番施設等を再活用した地域自主防犯ステーションについては、引き続き、地域主導型の管理運営による防犯拠点として、その運用の促進支援に努めます。	● 埼玉県、埼玉県警察、川越警察署等の関係機関や川越防犯協会、川越市暴力排除推進協議会、川越市犯罪被害者支援推進協議会等の関係団体との連携を強化します。また、交番の適正配置を促進するとともに、廃止交番については、民間による防犯活動のための施設として活用を図ります。	
		○防犯意識の高揚		① 犯罪や防犯に関する情報を収集し、さまざまなメディアを通じて、積極的、効果的な情報提供を図ります。	● 犯罪や防犯に関する情報を収集し、さまざまなメディアを通じて、積極的、効果的な情報提供を図ります。
				② 「自分の安全は自分で守る」という市民の防犯意識の啓発を図り、自主的に個人や家庭でできる防犯対策を促進します。	● 「自分の安全は自分で守る」という市民の防犯意識の啓発を図り、自主的に個人や家庭でできる防犯対策を促進します。
		○安全な地域コミュニティの推進		① 自治会、商店会を中心に、地域住民、事業所、NPO、ボランティア団体等の地域における自主防犯活動や環境美化活動をはじめとした各種活動への参加を促進し、支援を強化します。	● 自治会、商店会を中心に、地域住民、事業所、NPO、ボランティア団体等の地域における自主防犯活動や環境美化活動をはじめとした各種活動への参加を促進し、支援を強化します。
				② 地域の自主防犯活動の中心となる地域リーダーの養成に努めます。	● 地域の自主防犯活動の中心となる地域リーダーの養成に努めます。
		○規範意識の高揚と防犯教育の推進		① 家庭や地域における青少年健全育成の推進を図ります。	● 家庭や地域における青少年健全育成の推進を図ります。
				② 児童生徒に対し、発達段階に応じた防犯教育や道徳教育の充実を図ります。	● 児童生徒に対し、発達段階に応じた防犯教育や道徳教育の充実を図ります。
				③ 親として、社会人としての大人の規範意識の向上や防犯意識の高揚を図るため、各種講座等を開催し、大人の意識啓発を図ります。	● 親として、社会人としての大人の規範意識の向上や防犯意識の高揚を図るため、各種講座等を開催し、大人の意識啓発を図ります。
		○安全な都市環境の創出		① 町並みを美しくすることは、防犯につながるという観点から、犯行に及ぼうとする者に犯行の機会を与えない安全な都市環境の創出に努めます。	● 町並みを美しくすることは、防犯につながるという観点から、犯行に及ぼうとする者に犯行の機会を与えない安全な都市環境の創出に努めます。
				② 犯罪が発生しにくい道路、公園等の公共空間の整備や防犯灯の整備に努めます。	● 犯罪が発生しにくい道路、公園等の公共空間の整備や防犯灯の整備に努めます。
③ 住宅や建物づくりにおける防犯意識を啓発し、個人住宅、共同住宅及び事業所などの防犯性の向上を促進します。	● 住宅や建物づくりにおける防犯意識を啓発し、個人住宅、共同住宅及び事業所などの防犯性の向上を促進します。				
④ 防犯対策器具の有効利用と普及啓発に努めます。	● 防犯対策器具の有効利用と普及啓発に努めます。				

章 節	施策の体系と内容		後期	前期
	施策	後期原案 細施策	後期 細々施策 (細施策の具体的内容)	前期 細々施策 (細施策の具体的内容)
交通安全対策の推進	交通安全施策の推進	○交通安全施策の推進	① 「川越市交通安全計画」を見直し、各種交通安全施策を推進します。	● 「川越市交通安全計画」を見直し、各種交通安全施策を推進します。
	交通安全施設の整備	○交通安全施設の整備	① 交通の安全と円滑化を図るための路面標示の実施、交通事情に対応した道路反射鏡の設置など、交通安全施設の整備を関係機関と連携して積極的に推進します。	● 交通の安全と円滑化を図るための路面標示の実施、交通事情に対応した道路反射鏡の設置など、交通安全施設の整備を関係機関と連携して積極的に推進します。
	交通安全意識の啓発・高揚	○交通安全意識の啓発・高揚	① 関係機関と連携し、幼児から高齢者まで幅広く交通安全教育を推進するとともに、交通安全教育指導者の育成を図ります。	● 関係機関と連携し、幼児から高齢者まで幅広く交通安全教育を推進するとともに、交通安全教育指導者の育成を図ります。
			② 市民の交通安全に対する意識の向上を図るため、関係機関及び関係団体と連携し、各季にキャンペーンを実施するなど、交通安全運動を推進します。	● 市民の交通安全に対する意識の向上を図るため、関係機関及び関係団体と連携し、各季にキャンペーンを実施するなど、交通安全運動を推進します。
	放置自転車等防止対策	○放置自転車等防止対策	① 自転車放置禁止区域となっていない川越駅西口については、西口周辺整備と併せて禁止区域化を推進します。	● 自転車放置禁止区域となっていない川越駅西口については、西口周辺整備と併せて禁止区域化を検討します。
			② 自転車等の利用者への自転車放置防止、マナーアップの啓発及び放置自転車等の撤去を積極的に推進します。	● 自転車等の利用者への自転車放置防止、マナーアップの啓発及び放置自転車等の撤去を積極的に推進します。
③ 自転車等駐車施設の整備を推進するとともに、民営自転車駐車場の整備を支援します。			● 自転車等駐車施設の整備を推進するとともに、民営自転車駐車場の整備を支援します。	
通学路安全対策の推進	○通学路安全対策の推進	① 児童生徒の安全を確保するため、地域の実情に応じ、通学路の安全対策を計画的に推進します。		
消費者対策の推進	消費生活相談体制の充実	○消費生活相談体制の充実	① 消費者に被害が生じた場合、権利を尊重し適切かつ迅速な救済が行えるよう苦情処理に関する人材の確保及び資質の向上に努めます。	● 消費者に被害が生じた場合、権利を尊重し適切かつ迅速な救済が行えるよう苦情処理に関する人材の確保及び資質の向上に努めます。
			② 多様な消費者トラブルに対処するため、消費者庁をはじめとして、埼玉県、警察、川越市社会福祉協議会など関係機関との連携を深め、相談業務の充実を図り、消費者トラブルの未然防止に努めます。	● 多様な消費者トラブルに対処するため、埼玉県、警察、川越市社会福祉協議会など関係機関との連携を深め、相談業務の充実を図り、消費者トラブルの未然防止に努めます。
			③ 消費者モニター制度の充実に努めます。	● 消費者モニター制度の充実に努めます。
	消費者の自立の支援	○消費者の自立の支援	① 学校、地域、家庭、職場その他のさまざまな場を通じて、セミナー、講演会、街頭キャンペーン等を行い、消費者教育を推進します。	● 学校、地域、家庭、職場その他のさまざまな場を通じて、セミナー、講演会、街頭キャンペーン等を行い、消費者教育を推進します。
② 消費生活に関する先進事例や相談事例の情報を収集し提供するとともに、啓発用パンフレットの配布により消費者意識の啓発に努めます。			● 消費生活に関する先進事例や相談事例の情報を収集し提供するとともに、啓発用パンフレットの配布により消費者意識の啓発に努めます。	
③ 消費者グループの育成に努め、その活動を支援します。			● 消費者グループの育成に努め、その活動を支援します。	
生活情報センターの整備・充実	○生活情報センターの整備・充実	① 消費生活に関する情報の提供を行う拠点として、生活情報センターの整備・充実に努めます。	● 消費生活に関する情報の提供を行う拠点として、生活情報センターの整備・充実に努めます。	

章	節	施策の体系と内容		後期	前期
		施策	後期原案 細施策	後期 細々施策 (細施策の具体的内容)	前期 細々施策 (細施策の具体的内容)
		葬祭事業の充実	○新斎場の整備	① 新斎場を早期に建設します。	● 新斎場建設に向けて検討を進めます。
			○現斎場の運営・管理の充実	① 新斎場建設ができるまでの間、現斎場の適切な維持管理を行います。	● 新斎場建設ができるまでの間、現斎場の適切な維持管理を行います。
			○市民聖苑やすらぎのさとの運営管理の充実	① 通夜、告別式及び法要を行う方のため、より充実した運営管理に努めます。	● 通夜、告別式及び法要を行う方のため、より充実した運営管理に努めます。

485

493